15TPR0

2023年3月 第526号

目次				
アセアン諸国のシングルウィンドウの現況⑤	1			
原産地規則便利ノート 第5部 非特恵原産地規則: 消費者保護を主目的とした「国産品」と知的財産権の一分野としての 「地理的表示」 主席研究員 今川博	37			
ブロックチェーンvs. GDPR:矛盾と解決提案 専門調査員 何 スカーレット	- 45			
国連CEFACTからのお知らせーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	- 52			

一般財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

— JASTPRO広報誌電子版のご案内 —

当協会ホームページで電子版をご覧いただけます。

https://www.jastpro.org/

電子版掲載は、Twitter (@_jastpro) でご案内しています。

ホームページ更新、刊行物のご案内、講演会開催のお知らせなども発信しております。 フォローいただければ幸いです。

パソコンからもご覧いただけます。 https://twitter.com/_jastpro

メールにて掲載通知をご希望の方は、次の内容をお問い合わせページからお知らせください。

- ✓ ご所属組織名称
- ✓ 所属されている部署
- ✓ お名前
- ✓ ご連絡先電話番号
- ✓ 送達ご希望メールアドレス

お問い合わせページ:https://www.jastpro.org/pages/5/







ホームページ YouTube Twitter

アセアン諸国のシングルウィンドウの現況⑤ ベトナム、フィリピン、ミャンマー

シニア アドバイザー 渡邊浩吉

免責:本報告書の内容については、出来る限り吟味をしておりますが、正確性を保証するものではありません。 ご自身で再検証の上、ご活用願います。

1. ベトナム

1 National Single Window

1-1 概要

· 名称: Vietnam National Single Window (VNSW)

・ 稼働: 2014年

· 主管: 財務省 税関総局 (General Department of Customs)

1-2 複数システムによる仕組みとしてのシングル ウィンドウ

- ・ 財務省と産業・貿易省の共同通達(Joint Circular) 89/2016/TTLT-BTC-BCT¹(向後共同通達と略称する)が2016年6月23日に発出されたが、その表題がNational Single Window Mechanismの実施のためのガイドとなっている。即ちベトナムの"National Single Window"は固有のシステムというより、複数のシステムにより形成される仕組み(Mechanism)と言えよう。
- ・ 同共同通達は続けて、National Single Window Mechanism について、<u>税関法</u>(Customs Law No.54/2014/QH13 2014.06.23) および<u>政令</u>(Government's Decree No.08/2015/ ND-CP 2015.01.21) に記載されたもの²、と特定する表現をしている。
 - ・ 上記税関法3の第4条には NSW について次の趣旨の記述がある。

「NSW とは税関申告者が輸出入を行う貨物について、税関や許認可当局に、その要求する様式に従い、所要情報や電子文書を伝送できる統合通信システム(Integrated Communication system)である。許認可当局(regulatory bodies)は輸入、輸出あるいはトランジットを許可する貨物の査定をしなければならない。また、税関は通関許可および貨物搬出許可を統合通信システム経由で交付しなければならない。」

(原文) National single-window system means permission for customs declarants to send information and electronic documents for following customs formalities and formalities of regulatory bodies related to imported and exported goods through an integrated

https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Xuat-nhap-khau/Joint-Circular-89-2016-TTLT-BTC-BCT-guiding-the-implementation-national-single-window-mechanism-332474.aspx?v=d

² "This Joint Circular guides the implementation of the national single-window mechanism prescribed in Customs Law No. 54/2014/QH13 of June 23,2014, and the Government's Decree No. 08/2015/ND-CP of January 21, 2015,"

³ Vietnam Law Customs 54_2014_QH13_258860 https://vietanlaw.com/1856-2/

communication system. Regulatory bodies shall decide goods that are permitted to be imported, exported, and transited; customs authorities shall make decisions about granting customs clearance and releasing goods on the integrated communication system.

- また、<u>上記政令</u> 08/2015⁴には第7条「National Single Window の実装 (Implementation of the National Single Window)」に次の概要の規定がある。
 - ① 通関申告者は、税関手続き及び政府規制当局の行政手続きを実行するために、申告情報とその他の所要電子文書を**統合情報システム**(向後この統合情報システムを National Single Window と称する。)を介して提出する⁵。申告情報や電子文書の提出時限は当該管理法及びその施行法に準拠する。
 - ② 規制当局は通関申告者の情報を受取り、処理し、処理結果を通関申告者に National Single Window を介して連絡する。
 - また同様に、関係する規制当局間で、行政手続申告情報および行政手続申告情報の処理 結果を National Single Window を介して相互交換する。
 - ③ 通関申告者は政府の規制当局による申告に係る処理結果を National Single Window を介して受領する。
 - ④ 税関当局は、規制当局の処理結果に基づいて、輸出入・通過(トランジット)貨物の通関に関する最終決定を行い、その結果をポータル*(国の One-Stop 情報サイト)を通じて税関申告者に連絡する。
 - 注*:前述の政令 08/2015 第7条から、税関申告者への申告結果の連絡は、National Single Window 経由にならなければならないが、同7条も当初は National Single Window Portal 経由と表現していたこともあり、ポータルという表現は現在の National Single



Window の Web サイトにも出現している。表現方法の調整過程のためとも思えるが、通関申告者など利用者にはポータルの表現の方が分かり易いといった配慮から、敢えて混在させているのかもしれない。

 $[\]frac{^4\text{https://www.bing.com/search?q=vietnam+government\%E2\%80\%99s+decree+no.08\%2F2015\%2Fnd-cp\&cvid=81058fd6b5d34d8c8ebfbcbceddc93ca\&aqs=edge.0.69i59i450l8...8.310096968j0j4\&FORM=ANAB01\&PC=LCTS$

⁵ "through an **integrated information system**. (hereinafter referred to as the **National Single Window**) "

- ・ 同共同通達は更に、第3条6項で**統合情報システム**(上述の通り National Single Window に該当する)について、「税関の通関システムと産業貿易省の情報システム(以降専用手続システム(specialized processing system)と称する)から成る」と説明している。⁶
 - ただし、専用手続システムについては、後年の法令などを参照すると、必ずしも産業貿易省 (MOIT)関連の手続きシステムだけでなく、他の許認可関連省庁のシステムも含めた表現と理解 される。
- ・ 従って「統合情報システム(Integrated Information System)」と言った場合は VNSW (Vietnam National Single Window)を意味し、「専用手続システム(Specialized Information System)」と言った場合は、税関以外の許認可機関が提供するそれぞれの許認可関連システムと整理できよう。
- ・ 即ち、ここまでの NSW に係る Web サイトや法令等の説明を纏めると凡そ次のとおりと理解される。

National Single Window Mechanism

-	Tradional Single Window Westernoon							
	<利用者>	$\stackrel{\langle \Box \rangle}{}$	National Single Window 又 は	\circlearrowleft	<行政>			
			National Single Window Portal					
	輸出入者		税関システム(財務省)		税関			
	貿易関連業者		専用手続(情報)システム		規制当局(許認可)			
		_'	統合情報システム	'				

- 時系列的な呼称の変化もあり、その内容の詳細に も出入りがあるかもしれないが、現在のところ、 次のように整理するのが適当と思われる。即ち
 - ➤ E-Clearance: 税 関 シ ス テ ム 部 分 VNACCS/VCIS にて対応
 - E-Permit: 専用手続システム部分 主としてベトナム側で開発対応
- ・ ベトナム税関の ASEAN と思われる場で紹介され たプレゼン資料⁷には VNSW の簡単な構成図が右 図のように記述されている。⁸

VNSWの主要な構成要素



⁶ "an integrated information system consisting of the customs clearance system of the customs sector and the information system of the Ministry of Industry and Trade (below referred to as the specialized processing systems).

⁷ Implementation of National Single Window and ASEAN Single Window (Vietnam Customs) https://www.unescap.org/sites/default/files/2.%20Session%201%20%28Part%202%29_Viet%20Nam%20Country%20Status.pdf

⁸ 図の出典: Implementation of National Single Window and ASEAN Single Window (Vietnam Customs)。別 資料 VIETNAM'S CUSTOMS PROCEDURE REFORM FOR TRADE FACILITATION https://incu-documents.s3-ap-southeast-

1-3 税関システム

(1) 名称: VNACCS (VietNam Automated Cargo Clearance System) ベトナム通関情報処理システム

および VCIS (Vietnam Customs Intelligent databese System) ベトナム通関情報総合判定システム

- (2) スタート: 2014年
- (3) 主管: 財務省 税関総局 (GDVC: General Department of Vietnam Customs)
- (4) 経緯と開発内容:
 - ・ 国際協力機構 (JICA: Japan International Cooperation Agency)は 2011 年ベトナムに、税関の 近代化のための通関の電子化システム導入計画について、調査団を派遣した。
 - ・ ベトナムからの要望に沿い、日本で稼働中の NACCS 及び CIS システムを同国に提供することにし、2012 年 5 月から詳細設計調査を始めて 2014 年 3 月に引渡しが完了した。9
 - ・ 日本側から提供されたソフトウェアは次の通り。
 - ① 電子申告 (e-Declaration)
 - ② 審査選定処理 (Selectivity)
 - ③ 貨物の通関および搬出
 - ④ 監督および管理
 - ⑤ システムテスト/開通テスト、税関当局のシステム利用者への研修、技術支援およびシス テムメンテナンス
 - ⑥ 輸出入者管理 (Importer / Exporter management) このシステムは日本側で開発されたが、日本とベトナムの規制の違いから不整合が生じ たためベトナム側が独自に開発したものが実用されている。
 - ・ 開発から7年を経過しても税関のシステムとして、National Single Window の機能を分担する形で、そのまま稼働を続けている。
 - ・ 税関サイトの QA コーナーに利用者から、オンラインで輸出入申告をするには自社の貿易手 続きシステムをカスタマイズして VNACCS に接続すればよいのかとの質問があり、これに 対し税関側からは、その通りで利用者の当該モジュールを VNACCS に接続するだけでよく、 その要領はガイドラインにて掲載されていると返答されている。

上記ガイドラインにアクセスすると次ページの図の画面が表示される。

<u>2.amazonaws.com/Conference+and+Event+Materials/INCU+International+Student+Conference+2016/Presentations/07+Thi.pdf</u>

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018_1161260_4_f.pdf



Downloads

20/12/2021 05:45 AM 2021年12月20日 5:45 AM

Share: 🖪 🖭 🖨 🖺

Terminal software for testing VNACCS/VCIS system VNACCS/VCICの端末ソフト	Download
Business Terminal User Guide (.pdf file) 端末利用者ガイド	Download
instructions for registering users of VNACCS system for enterprises VNACCS利用者登録	Download
nstructions for customs clearance procedures for import and export goods on VNACCS system (file .pdf) VNACCS利用者の輸出入通関手続きガイド	Download
Procedural instructions on deciaration of goods under customs supervision (file .pdf) 税関監視下の申告手続	Download
Video instructions for customs declaration on VNACCS System VNACCS利用の申告手続ビデオ	Download

Q Q

本リスト: https://customs.gov.vn/index.jsp?pageId=2&aid=157788&cid=1581

1-4 情報システム(専用手続システム)

・ 税関法の定義にもある許認可当局(Regulatory bodies)に対応する部分が中心となるが、これは基本的にベトナム側で独自に開発されている。

具体的には次の通りである。

このうち一部は VNACCS/VCIS と連携されている。

- ① 電子積荷目録 (e-Manifest)
- ② 電子インボイス (e-Invoice)
- ③ 電子納税 (e-Payment)
- ④ 電子原産地証明書 (e-C/O)
- ⑤ 輸出入者管理(要件としては、結果的に日本側の開発とダブる形となった。)

1-5 税関および許認可当局の VNSW への接続時期

2014年 財務省(税関)

交通省 (MOT: Transportation)

產業貿易省(MOIT: Industry and Trade)

2015年 農業・地方開発 (MARD: Agriculture & Rural Development)

健康省 (MOH: Health)

天然資源・環境省 (MONRE: Natural Resources & Environment)

科学・技術省 (MOST: Science & Technology)

情報・通信省 (MIC: Information & Communication)

文化・運動・観光省 (Culture, sport & Tourism)

2022 年 6 月 30 日の時点で NSW に接続しているのは 13 省庁である。10

1-6 VNSW を利用した輸出入手続きのフロー¹¹

- ・ 利用者が VNSW を使用して通関申告や許認可申請をする場合は次の要領で行う。
 - ① 利用者は National Single Window Portal(NSW Portal)に E-Permit を使って申請書と添付 一件書類を入力する。
 - ② NSW Portal は当該許認可当局の許認可システムに受信した申請書と添付一件書類を伝送する。
 - ③ 当該許認可当局は申請内容をチェックの上、許可情報を NSW Portal に伝送する。
 - ④ NSW Portal は許可情報を申請者のシステムおよび税関のシステムに伝送する。
 - ⑤ 税関は許認可当局により発出された担当省庁の許可情報を確認した上で、通関許可を NSW Portal に伝送する。
- ⑥ NSW Portal は通関許可情報を申告者に伝送し、同時に当該省庁にも参照用として伝送する。 (筆者注:VNSW、NSW、NSW Portal は実質的には同じと考えてよいが、恐らく視点の違いにより使い分けられていると推測される。)

1-7 法制面から見た輸出入・トランジット貨物に係る VNSW を利用した行政手続き¹²

2019年11月14日付の政令(Decree)No.85/2019/ND-CP第3章第1節にある当該条項の規定による行政手続き(Administrative Procedure)の履行方法は次の通り。

(既に説明した部分と重複するところがあるが、法令に沿った説明ということで、敢えて説明を繰り返している。ただし各条の逐語訳ではなく、要約または解説の意を込めた表現、あるいは括弧を付けて補足する形をとっている。従って必要に応じて脚注に記した URL から原文を参照し確認願う。)

- ・ 第 18 条 申告および申告した内容の変更と所要一件書類の提出
 - 1. 電子的に作成された申告情報については、次のいずれかの方法で申告することおよび申告情報の変更をすることができる。
 - a) 担当部局が作った標準に基づいて主管となる省が策定した、指針とフォーマットに準拠して、申告者は申告情報を作成し VNSW に伝送する。
 - b) VNSW に (同 web サイトにアクセスして)直接申告データを入力する。

¹⁰ Vietnam Business Forum (2022/8/23) Improving Efficiency of National Single Window https://vccinews.com/news/48229/improving-efficiency-of-national-single-window.html

¹¹ https://www.customs.gov.vn/index.jsp?pageId=2281&aid=164688&cid=7581

Procedure carried out through the National Single Window and the ASEAN Single Window (2022/2/15)

Administrative procedures for exports, imports, and in-transit goods via Vietnam National Single Window https://en.baoquocte.vn/administrative-procedures-for-exports-imports-and-in-transit-goods-via-vietnam-national-single-window-189800.html

- 2. 申告情報の変更は、行政手続に関する法律の関連規則で規定される。
- 3. 行政書類に含まれる一件書類の提出は、本政令の第14条に規定されている。
- 第19条 申告添付一件書類の受理・処理及び結果の通知
 - 1. VNSW は、次のことを行う。
 - a) 申告情報(含む一件書類)を24時間365日電子的に受信する。
 - b) VNSW が電子的に受領した申告情報(含む申告一件書類)について、申告者に受信確認のフィードバックを返すと同時に、該当するそれぞれの許認可当局の専用手続システム(specialized processing systems)に(当該の一件書類を)自動的に伝送する。
 - 2. 担当となる許認可当局は、次のことを行う。
 - a) 当該一件書類を受け取り、処理する。
 - b) VNSW を介して、申告者および当該手続に関与する組織に向けて、許認可関連申請に 必要な一件書類を受信した旨の確認と、(内容について)同一件書類の却下、訂正要求、 追加資料の請求などを連絡する。
 - c) 処理結果を VNSW を介して申告者および当該手続に関与する組織に向けて通知する。 許認可関連申請に必要な一件書類をいつまでに調整するか、書類の受信確認タイミングや、 いつまでに処理結果を返信するかなどの詳細は特別法(specialized laws)の規定による。
- ・ 第 20 条 VNSW と専用手続システム(specialized processing system)間のデータのやりとり 両システム間の自動データ交換は次の要領で行われる。
 - 1. VNSW は、次のことを行う。
 - a) 許認可関連申請に必要な書類は VNSW から許認可手続処理当局の専用手続システム に伝送される。
 - b) 上記の伝送を受けた専用手続システムから、申請一件書類の受領通知と、その申請内容に係る審査結果の返信を受け、(同審査結果を参照しつつ、次の審査を行う)別の許認可当局の専用手続システムに審査結果を回付する。
 - c) 許認可当局から要請があれば、許認可当局の審査した事案の通関申告と通関許可に係る結果を伝送する。
 - 2. 専用手続システムは、次のことを行う。
 - a) VNSW から許認可関連申請に必要な書類のデータを受け取る。
 - b) 受信確認あるいはエラーメッセージを VNSW に返信する。
 - c) VNSW に対し、許認可関連申請に必要な一件書類の受領あるいは却下、訂正要求、追加資料の請求などを連絡する。
 - d) 許認可手続処理当局による許認可関連申請一件書類の審査結果を VNSW に返す。

1-8 電子署名

2019 年 11 月 14 日付政令第 85/2019/ND-CP 号の第 2 節第 12-13 条に、VNSW を介して行政手

続きを行うための、電子署名(Digital Signature)使用に係る規定がある。¹³

(以下に概要を記すが条文の逐語訳ではなく、要約あるいは解説の意を込めた表現となっているので、必要に応じて脚注に記した URL から原文を参照願う。)

- ・ ここでいう「VNSW を介して行政手続きを行う」とは、申告者が税関手続きやその他の行政手続きを行うために電子文書や電子情報を伝送することである。
- ・ 第 12 条 VNSW を介して行政手続きを行うに際しての電子署名の使用 特別法(specialized Law)に規定がある場合は、VNSW を介して行政手続きを行う際に電子署名を 使用し、次の法令に従わなければならない。
 - 1) 電子署名の使用と電子署名の法的効果については電子署名及び電子署名の認証に係る法令の規定するところに従うこと。
 - 2) 行政手続きに使用される電子署名は公的認証局の電子証明書かべトナムで使用可能な海外の 認証局の証明書を具備したものでなければならない。
 - 3) 専用手続システム(specialized processing systems)のために多くの電子署名を使用している場合は、その中からどれかを選択することが出来る。
 - 4) VNSW を介する行政手続きをする前に、その電子署名を監督局(supervisory unit)に登録しておく必要がある。この登録は利用者アカウントから行うことが出来る。申告者が既に利用者アカウントを持っているが電子署名の登録をしていない場合、あるいは追加の登録をしたい時は VNSW にアクセスして次の情報を入力すること。
 - a) 輸出者あるいは輸入者の名称と租税 ID 番号
 - b) 電子証明を付与された人の氏名。ID カード番号、パスポート番号あるいはそれに該当 するもの、(もし保有しているなら) 役職名
 - c) 電子証明書の通し番号
 - d) 電子証明書の有効期限
 - 5) 登録内容に変更がある場合、電子証明書の延長、秘密・公開の鍵のペアの変更を行う場合は 監督局に再登録しなければならない。再登録は新規登録と同様の手順となる。
- 第 13 条 VNSW を介しての行政手続き
 - 1) VNSW を介しての行政手続きの要領
 - a) 申告者あるいはその委託を受けたものは、行政手続関連の情報を VNSW に伝送する。
 - b) VNSW は情報を受取り、その許認可関連申請書類一式に採番した上で当該の専用手続 システムに伝送する。
 - c) 上記を受けた許認可当局は情報を処理し、VNSW に受領と処理中である旨を連絡した 後、処理結果を通知する。
 - d) 上記を受取った VNSW は申告者に情報が受領されたこと処理中であることを連絡する。処理結果を申告者と更に関係する専用手続システムに伝送する。

https://en.vcci.com.vn/use-of-digital-signatures-for-handling-administrative-procedures-via-vietnam-national-single-window

2) 申告者の責任

- a) VNSW を介して許認可手続きを行うにあたっては、申告および許認可関連申請書類一式 を伝送し、当該許認可当局の所要手続を全うする。
 - 本項の責任を全うするにあたって、申告者はデータ伝送サービスプロバイダーが提供するツールを使用することが出来る。
- b) 法令に則り支払うべき関税、費用、料金を支払う。
- c) 申告情報や提出した文書が細部にわたって正確であること、書面文書と電子文書に齟齬 が無いことについて法的な責任を負う。

3) 許認可当局の責任

- a) 法令に則り行政手続きを処理すること。
- b) VNSW を介して、ライセンスの発給、また輸出、輸入、トランジット、入国車両、出国 車両の手続き処理結果を通知する。
- c) 税関は、処理当局から税関システムに VNSW を介して回付されたライセンスや処理結果に基づいて、輸出、輸入、およびトランジット貨物の通関許可を発給する。
- 4) 技術的な問題あるいは不可抗力によって VNSW を介した行政手続きが不可能となった場合 は、本令第17条の規定に則り手続きを行う。¹⁴

2 電子特定原産地証明 (ePCO: electronic Preferential Certificate of Origin)

2-1 ATIGA eForm D

ASEAN 域内の貿易は自由にするというのが建前となっているが、それには域内の取引であることの 証左を規定する必要がある。ATIGA Form D は ASEAN 加盟国(AMS)の産品あるいは製造品であることを示す原産地証明であり、それを電子的に発給するものが ATIGA e-Form D である。

2018年1月5日、ベトナム税関総局(GDC)は公文書 No.78を発出し、電子原産地証明(e-C/O)を正式に承認した。

インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイからは ATIGA Form D を添付してベトナムに輸出することが出来る。

2-2 発給機関

産業・貿易省輸出入局 (MOIT: Ministry of Industry and Trade, Export-Import Department)

2-3 ePCO の自己証明

汎 ASEAN 原産地自己証明(AWSC: ASEAN-Wide Self Certification)は、AWSC のベースともなる ASEAN 物品貿易協定(ATIGA)改正第一議定書が、2019 年 1 月 22 日にベトナム-ハノイにおいて署名され、その後ベトナムについては政府によって批准された。

ベトナムの輸出者で政府に一定の評価基準に沿って優良と認定された CE (Certified Exporter)は、

https://en.vcci.com.vn/use-of-digital-signatures-for-handling-administrative-procedures-via-vietnam-national-single-window

MOIT に ATIGA Form D 発給の申請をせず、取引先の輸入者に発行する船積書類(Invoice 等)に、定められたフレーズを使用して、商品の原産国がベトナムであることを宣言することで、輸入者が輸入国税関に、輸入申告の一件書類として同船済文書を提出することで、ATIGA Form D が添付されているのと同様に域内特恵関税が適用される。これにより輸出者の輸出手続作業が効率化し、サプライチェーンの物流時間が短縮される。

ただし通常の ATIGA e-Form D であれば、VNSW Portal に連携された MOIT の専用手続システム にある ATIGA e-Form D 申請機能を使って発給申請ができるが、電子的に自己原産地証明をするには、 Invoice 等の船積書類の電子化が機能していることが必要で、それなりのハードルがある。

3 輸出通関データの共有 (ACDD: ASEAN Customs Declaration Document)

輸出者が輸出通関の時に合意した場合、輸出国税関が輸出申告データの一部(15項目)を抜粋して輸入国税関に直接伝送する仕組みが ACDD で、これによって輸入税関での通関審査の時間が短種されるメリットが享受できるものだが、ベトナムはまだ ACDD を導入していない。

4 電子植物検疫システム (ePhyto)

ASEAN では植物検疫証 (Phytosanitary Certificate)を、ASW を介して AMS 間で交換する仕組み ePhyto が構築されているが、ベトナムはまだ導入していない。ただ、ePhyto を推進する国際植物防疫 条約 (IPPC: International Plant Protection Convention)には登録済みで承認待ちの状況の模様。従って将来的には ASEAN での運用も視野に入っていると思われる。

5 貿易情報ポータル(TIP: Trade Information Portal)

- ・ UN/CEFACT の勧告 38 号で構築が要請されている TIP は既に VTIP として完備されており、 URL: https://www.vietnamtradeportal.gov.vn/ でアクセスできる状況にある。概要としては凡そ 次の通りである。
- ・ VTIP は税関が主催するベトナム市場に向けた海外の輸出者、あるいはベトナム製品の輸入者に 提供する、ベトナムの貿易に係る規則等の正式な情報ソースである。輸出、輸入、トランジット に必要な規制あるいは手続きに係る情報にアクセスするための矛盾の無い有用な窓口として機能 する。
- ・ VTIP は膨大なデータベースをもっており、右のサイドバーから選択すると、HS コードで分類された製品、法令類、手続き、文書様式、措置、標準その他必要な事項が全て検索できるようになっている。
- ・ トップメニューからは Portal について、その内容、ベトナムにおける輸出、輸入、トランジット に係る完全な、良く整理されたガイドを参照することができる。
- ・ コンテンツの一つずつについて多くのリンクが貼ってあり、関連省庁やオンラインサービスへの 外部リンクにより、貿易関連情報を総合的に提供するだけでなく、政府やその他の関係者が国際 的なベストプラクティスに沿って規制の削減、近代化、簡素化を支援するためのツールとしても 機能する。

6 ASEAN 税関トランジットシステム(ACTS: ASEAN Customs Transit System) 15

- ACTS は、ASEAN の中でも道路上に国境を持つベトナムからカンボジア、ラオス更にその先に間 接的に陸路がつながるタイ、マレーシア、シンガポールの6ヵ国において、輸出国で輸出通関が 実施されたトラック運送貨物は、経由地の国境では再度輸出入通関をすることなく、輸出申告の 時点で発行される ACTS の貨物番号(Dummy No.)と、それにリンクされた積荷データで貨物の確 認がなされ、トラックの積替えやトレーラーヘッドの交換なども必要とせずに、そのまま通過で きるようにする仕組みである。関税、税金、その他の費用支払いの保証として要求される銀行保 証も、国境ごとに要求されることなく、輸出国での手続き時に手配されたものが全行程で有効に なることも相まって、輸出入に係る時間、コストが大幅に縮減され、物の域内移動の自由化に沿 う仕組みといえる。
- 輸入業者、輸出業者、運送業者、貨物輸送業者、通関業者を含むすべての貿易業者が、国境を越え て商品を輸送するために ACTS を利用することができるが、利用するには、当該 AMS の税関当 局(CA)に中継貿易業者として登録する必要がある。
- 陸送会社によっては 2022 年 2 月末からベトナム―ラオス-タイ―マレーシア―シンガポール間 で週単位の利用を開始したとの情報もあるが、一方現下の Covid-19 への対応で、仕組み通りの運 用は困難との情報もある。
- 本項は、基本情報に加えて脚注にある URL のインターネット情報を編集して記述した。

¹⁵ https://acts.asean.org/acts

2. <u>フィリピン</u>

1 National Single Window

1-1 概説

(1) 名称: TradeNet

(2) 概要・機能:

- ・ TradeNet はフィリピンの貿易に係る National Single Window、Gateway である。
- ・ インターネットをベースとした一つのプラットフォーム上に、貿易に係る行政手続きの規制 当局が集合し、相互に連携することで、貿易関係者が一か所の窓口から所要の申告・申請を 行うことにより、自動化された通関、許可、ライセンス、証明書発給等のサービスが提供さ れる。
- ・ 申告・申請のデータは内部で同期された状態で処理され、当該規制当局が相互に動的なコミュニケーションを持つことにより、通関の可否が統合的に判定され、遅滞なく貨物の搬出処理ができる。
- ・ また、事前登録¹⁶することにより貿易関係者は、貿易関連情報のデータベースにアクセスする ことができ、規制当局や監督官庁、法制、各種省令、覚書(memorandum)の発出、最新版に 更新された関税率表、関税等税金の自動計算、輸入規制品のリスト、その他の貿易関連情報 が入手できる。



出典:税関 Web ページ 仮訳筆者¹⁷

1.0

¹⁶ 事前登録は、TradeNet の"Dashboard"タブから"Member Options"を開き、"Create New Application"ボタンを押すことで、容易に登録が可能となっている。

¹⁷ https://customs.gov.ph/TradeNet/

<機能の取りまとめ>18

- ① 電子データによる申請・申告
- ② 経営管理と作業に係るダッシュボードのレポート
- ③ 状況把握のためのシステムダッシュボード
- ④ 書類の電子署名
- ⑤ 申請状況の e-Mail での通知
- ⑥ 電子支払、モバイル支払
- ⑦ 証拠となる添付書類の電子提出

(3) 開発の目標19

- ① ビジネス環境における費用の削減
- ② 政府・行政規制当局と、いつでもどこからでもオンラインで繋がること
- ③ 貿易の流れと文書のプロセスを早めること
- ④ 予め動静が予測できるよう、行政プロセスの透明性を高めること
- ⑤ 効率的で実効性のある資源展開を図ること
- ⑥ 貿易規則が遵守し易いようにすること
- (4) 主管: TradeNet 事務局 (TradeNet Secretariat)
- (5) 連携省庁20:
 - ・ 2022 年 2 月現在 TradeNet に接続しているのは以下の 21 機関となる。
 - ・ TradeNet への接続が義務付けられている 76 の貿易手続関係諸機関のうち、今年中に残りの 55 機関も TradeNet への接続が完了する予定とのこと。
 - 1) Biodiversity Management Bureau(生物多様性管理局)
 - 2) Bureau of Agriculture and Fisheries Standards (農水産物規格局)
 - 3) Bureau of Animal Industry (畜産局)
 - 4) Bureau of Fisheries and Aquatic Resources(漁業・水産物資源局)
 - 5) Bureau of Internal Revenue (国税局)
 - 6) Bureau of Plant Industry(植物産業局)
 - 7) Bureau of Quarantine (検疫局)
 - 8) Bureau of the Customs BOC (税関)
 - 9) Department of Foreign Affairs-Office of Protocol (外務省-外交儀典事務局)
 - 10) Department of Trade and Industry-Export Marketing Bureau (貿易産業省-輸出振興局)
 - 11) Fertilizer and Pesticide Authority (肥料・農薬局)

APEC Compendium of Best Practice Technology Solutions for Single Window Interoperability https://www.apec.org/publications/2019/11/compendium-of-best-practice-technology-solutions-for-single-window-interoperability

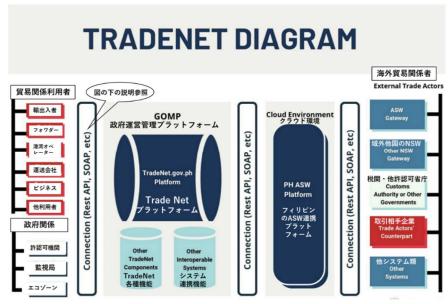
https://www.apec.org/publications/2019/11/compendium-of-best-practice-technology-solutions-for-single-window-interoperability

https://www.portcalls.com/21-ph-regulatory-agencies-single-window/

- 12) National Meat Inspection Service (国家食肉検査局)
- 13) National Telecommunications Commission(国家電気通信委員会)
- 14) National Tobacco Administration (国家タバコ管理局)
- 15) Oil Industry Management Bureau(石油産業管理局)
- 16) Optical Media Board (光学メディア委員会)
- 17) Philippine Coconut Authority (フィリピンココナッツ庁)
- 18) Philippine Drug Enforcement Agency(フィリピン麻薬取締局)
- 19) Philippine National Police Firearms and Explosives Office (フィリピン国家警察火器・爆発物事務所)
- 20) Philippine Nuclear Research Institute(フィリピン原子力研究所)
- 21) Sugar Regulatory Administration (砂糖規制庁)

1-2 TradeNet の構成要素

· TradeNet の Web Site に掲載された、構成要素の関係等に係る見取り図は次の通り。



出典: TradeNet の Web Page に筆者が仮訳を付した。21

図内の記載事項については下記説明を参照願う。

- ・ エコゾーン:貿易産業省 (DTI) のイニシアティブで、革新的なスタートアップ企業を支援 するためのエコゾーンを設立、入居企業にオフィスや設備、機材に補助金を拠出
- · Connection (Rest API, SOAP etc)
 - ・接続方法
 - · Rest API

_

²¹ http://info.TradeNet.gov.ph/about-us/TradeNet-overview/#TradeNet-structure

REST (REpresentational State Transfer) API (Application Programming Interface)
REST API とは、Web システムを外部(利用者)から呼び出すためのプログラムの約束事「API」の一つで、「REST」と呼ばれる設計原則に従って策定されたもの。

URL に http でアクセスすると Web ページが応答してくるようなもの。

· SOAP

異なるコンピュータ上で動作するプログラム同士がネットワークを通じて連携して動作するための通信プロトコル(規約)。

1-3 開発、変遷と経緯:

- ・ 2005 年政令(Executive Order)482 号で設置された貨物通関シングル ウィンドウ特別委員会 (Task Force)の一部として NSW 運営委員会(NSW Steering Committee)は、財務省が議長を務める上席官チームである。
- ・ メンバーは財務省の他に、貿易産業省、農業省、交通省、内務および地方行政相(Department of Interior and Local Government)、健康省、中央銀行総裁(the governor of the Bangko Sentral ng Pilipinas) および国家経済開発局局長(Director-general of the National Economic and Development Authority)で構成されている。
- ・ 2010 年に前身となる NSW Phase 1 が、税関によって構築され、2011 年から展開された。
- ・ 2017 年に同委員会は、NSW の機能を実際に活用させるために官製(government-built)のオンライン・プラットフォームを開発することを合意した。それが TradeNet である。²² 従って TradeNet の目的は貿易を円滑化し、通関手続きの透明性を高め、もって国家の歳入改善を図ることにあった。
- ・ 当初の政令が発出された 2005 年当時、NSW は 7 省と 13 庁局だけを対象としていたが、これを、TradeNet のベースでは関係する 17 省 66 庁局を相互に連携させることを必要とした。
- ・ TradeNet は情報・通信技術省によって開発されたが、省庁相互の連携については。財務省による省庁間ビジネスプロセス相互運用プロジェクト(IABPI: Inter-Agency Business Process Interoperability Project)により推進された。
- ・ 開発を進める前年 2016 年に、TradeNet 実装を支援するための借款 2,150 万ペソ(約 5 億円)が、ドイツ開発銀行グループから取り付けられた。 23
- ・ 同 2017 年に NSW 運営委員会は、TradeNet を以て新たな NSW として代替させる旨の決定 を下した。²⁴

²² "TradeNet will be the online trading platform to perform the functions of the NSW."

²³ https://www.portcalls.com/TradeNet-online-platform-ph-national-single-window/

²⁴ In 2017, the NSW Steering Committee issued a resolution to <u>adopt TradeNet</u> <u>as the new NSW instead</u>. https://www.portcalls.com/21-ph-regulatory-agencies-single-window/

1-4 NSW 推進体制:

- ・ 財務省、情報通信省、農業省が完全な稼働の確保と発展を担う。²⁵
- ・ 貿易手続きに関連する省庁・機関は、品目により違うが、TradeNet が NSW として電子貿易手続きを提供するにあたり、フィリピンの主だった貿易品目への対応を優先させることとした。

該当する貿易品目は次の7つである。

- ① 米
- ② 砂糖
- ③ 中古自動車
- ④ 化学品 (トルエン)

- ⑤ 冷凍肉
- ⑥ 薬品
- ⑦ 乾燥タバコ

1-5 TradeNet におけるデータの保護

- ・ 共和国法第 10173 号(データプライバシー法)に列挙された基準を遵守し、提出された個々 の個人情報が保護される。
- ・ TradeNet における全ての取引と活動は、共和国法第 8792 号 (E コマース法) 及び 2012 年 サイバー犯罪防止法 (10175 号) により保護される。

1-6 TradeNet の活用促進

- ・ システムを構築した後の普及が課題となる26。
- ・ 2021 年 11 月に米国国際開発庁(USAID)の支援を受けて、National Single Window と ASEAN Single Window の利用促進に係る情宣活動のために、新しい紹介誌を作るといった活動をし

たが、2022年4月22日付で税関拠点各所に関係者への配布を徹底せよとの通達が出された。

税関の情報システムと技術グループ (MISTG: Management Information System and Technology Group) は、財務省の指示に従って、税関の Web サイト 画面に TradeNet Portal へにリンクするボタンを設置した。



The Philippines' Department of Finance (DOF) and Department of Information and Communications Technology (DICT) are working closely with the Department of Agriculture (DA) on the full rollout and development of the Philippine government's online trading facilitation portal called TradeNet.

https://opengovasia.com/philippine-government-agencies-work-together-for-TradeNet-portal/

the philippines' Department of Finance (DOF) and Department of Information and Communications are contacted and Communications and Communications are contacted and Communications and Communications and Communications are contacted and Communications are contacted and Communications and Communic

https://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2022/04/ocom-memo-55-2022-Dissemination-of-NSW-Brochures.pdf

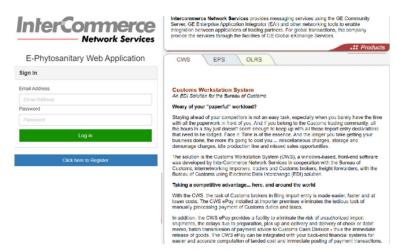
2 サービスプロバイダー

2-1 NSW とサービスプロバイダーの連携

- ・ フィリピンには NSW が開発される前から、貿易手続きを行う民間利用者に対して、税関や 他の許認可当局のシステムとの橋渡し機能を提供するサービスプロバイダーが存在していた。
- ・ サービスプロバイダーは民間企業だが、むしろ行政側が、輸出入申告や各種許認可申請については、サービスプロバイダー経由にすることで整理していた事情がある。NSW が構築された後も、サービスプロバイダーを NSW に連携させ、利用者とサービスプロバイダーの関係をそのまま利用する形を残した。
- ・ サービスプロバイダーの最大手は InterCommerce Network Services 社で、他にはアキノ国際 飛行場近くに位置し、歳入庁、税関、入管、森林省等も連携を持つ E-Konek 社などがある。

2-2 InterCommerce Network Service 社

・ InterCommerce 社は、1987年に創業後、1998年から米国 GE 社の Global Exchange Services システムを利用して、フィリピンの貿易手続き業務等に民間利用者と行政許認可機関を一元 的に連携する、プラットフォームサービスを提供している。



出典: InterCommerce 社 Web サイト

- ・ 輸出入申告は Web ベースで、WebCWS (Customs Workstation System)の名称でサービスを 提供している。利用者側に面したソフトは、輸出入者、通関業者、フォワーダーなど利用者 の意見を聞きながら、EDI を扱う税関の協力を得て、同社で開発したものである。
- ・ ソフトさえ入っていれば、場所や時間の制約を受けることなく、モバイルでの対応も可能に なることで、作業効率の大幅な向上が得られる。
- ・ 上図の「EPS」のタグは Electronic Payment System で、銀行と連携されていることで、関税を始めとする種々の支払いのサービスが提供される。
- ・ 次の「OLRS」は Online (Cargo) Release System で、貨物の搬出許可が出たかどうかを随時確認できるというサービスとなる。

- ・ 左側に E-Phytosanitary Web Application という画面があるが、これは InterCommerce 社が 植物産業庁(BPI: Bureau of Plant Industry)のために開発した電子植物検疫証申請システム のためのものである。
- ・ このシステムの開発を受けて、2019年8月22日以降は、全ての申請はこの電子システムを通さなければならないとの規定となった。

3 電子文書の有効性と電子署名27

3-1 電子文書の有効性

- ・ 2000 年に制定された共和国法第 8792 号(電子商取引法およびその施行規則)により、電子 的な契約形態が合法であるための要件が規定されている。
- ・ 同法では基本的に、電子文書を紙の文書と法的に同等なものとして認め、電子署名を手書き の署名と法的に同等なものとして認めている。
- ・ 上記に関連しては、最高裁による電子証拠規則(REE: Rules on Electronic Evidence)に係る 裁定や貿易産業省と科学技術省の合同行政命令第2号(JAO No.2)によって、認証局の証明 のついた電子署名の規制の枠組みが構築されている。
- ・電子商取引法では、次の条件を満たす電子署名のみが有効と見做される。
 - ① 電子商取引法の中で規定された電子署名の定義に適合するものであること。
 - ② 電子文書の利害関係者が署名を改竄でいない方策が講じられていること。
 - ③ 署名の方法は、その文書の共有者として拘束を受ける宛先人を特定し、宛先人が、付された署名を使って、同意や承認をすることで、同電子文書にアクセスする方法が明らかなものでなければならない。
 - ④ 関係する合意も含むすべての環境に照らして、当該電子文書が作成された目的に適合する信頼できる適切な方法での署名でなければならない。
 - ⑤ 当該文書に係る拘束を受ける宛先人が、当該取引を進めるために、電子署名を付けてもらうことが必要であること。
 - ⑥ 相手方が、電子署名を検証すること、また、電子署名によって認証された取引を進める 決定をすること、これらの権限を有し、可能であること。

3-2 電子署名

- ・ 電子署名に必要な証明書を発行する認証局は、情報・通信省が運営するフィリピン国家公開 鍵基盤システム(PNPKI: Philippine National Public Key Infrastructure)である。
- ・フィリピンには認定された第三者認証機関の公式リストはない。
- ・ 認証証明は登録者の顔写真付きで、有効期間は2年間である。
- ・ 登録者は一人に付き2枚の電子証明書を持つことが出来る。1枚は本人証明用、1枚は電子署 名用となる。

https://dict.gov.ph/pnpki/

4 電子原産地証明

- **4-1 発給申請先**: 税関 輸出管理課 (Bureau of Customs Export Coordination Division)
- 4-2 TradeNet で原産地証明の電子申請・電子発給を受ける段取り



出典:税関 Web ページ 仮訳筆者28

4-3 ASEAN Single Window を介しての ATIGA Form D の実運用

- ・ ASEAN 加盟諸国 (AMS) 間は自由に貿易が出来るように、関税も極力抑える協定が結ばれているが、その優遇レートが適用される取引か否かを判別するために、相互に原産地を確認し合う、特定原産地証明を発行することになっており、これが ATIGA²⁹ Form D である。
- 2019 年から ASEAN Single Window の実運用を行う申し合わせがあり、先ずはこの ATIGA Form D を電子化した e-ATIGA Form D を対象として AMS 間で ASW を介したデータ交換 が始まっている。
- ・ フィリピンは 2020 年 1 月~9 月 19 日の間に、インドネシアやマレーシアなど、他の AMS から 69,904 通の ATIGA Form D を受取っており、フィリピンが他の AMS に伝送したのは 15 通であった。

因みに 2020 年 10 月段階で、ASEAN 全体でひと月に送受信される ATIGA Form D の数は、約 8,700 通であった由である。

- ・ フィリピンで e-ATIGA Form D を取扱うのは次の 3 港からとなる。
 - ・ マニラ港 (POM: Port of Manila)
 - ・ マニラ国際コンテナ港 (MICP: Manila International Container Port)
 - · ニノイアキノ国際空港 (NAIA: Ninoy Aquino International Airport)
- ・ フィリピンではこれに法的裏付けを与えるために、2019年3月18日付で税関行政命令15-

²⁸ https://customs.gov.ph/TradeNet/

²⁹ ATIGA: ASEAN Trade in Goods Agreement

201930が発出された。その趣旨については、次のように記述されている。

「この命令は、TradeNet を介して ATIGA の手順に沿って行う、電子原産地証明の申請、発給、手続きを律するためのものである。」

・ 上記行政命令には、その第3.14条で、原産地証明の自己証明についても次のように規定されている。

「原産地宣言(Origin Declaration) — とは、ATIGA の自己証明に係る合意に則って作成された、輸出者の商用インボイスや AMS が認める他の文書など、書面の ATIGA Form D に代替されるもののことである。」

自己証明については、ASEAN では汎アセアン自己証明制度(AWSC: ASEAN-wide Self-Certification)が 2020 年 9 月に発効している。限られた優良な輸出者は、国家によって公認輸出者(CE: Certified Exporter)に認定され、CE は AMS 全体から優遇される。 輸出国のCE の宣誓文がついたインボイス等の商用書類が輸入国税関に提示された貨物は、ATIGA Form D が添付された輸入申告と同等の扱いを受け、輸入者はアセアン域内優遇税制の適用を受けることが出来る。因みにその場合、輸入者は必ずしも優良輸出者(CE)である必要はない。

5 電子植物検疫証システム (ePhyto)

- ・ ePhyto は国際植物保護会議 (IPPC: International Plant Protection Convention)が進めている 植物検疫証の電子化 (ePhyto Solution) の施策で、その骨子は次の通りである。
 - ① ePhyto データ伝送の要となる HUB を確保すること。
 - ② 自国に HUB を持つことが困難な国々に、共用 HUB を用意すること。
 - ③ 各国のフォーマットを調整し調和を図ること。
- ・ ASEAN では USAID (米国国際開発庁) の支援により ASW を活用した ePhyto の普及委促進が進めらており、フィリピンもそれに呼応した形になっている。
- ・ 上記 2-1 項で記述した通り、フィリピンでは植物検疫証は申請だけでなく発給も電子で出来 る体制となっているが、検疫証そのものは輸入国に提供するものであり、各国の体制が整わ ない状況では、当面、植物検疫庁で書面に印刷し、目視できる状態で発給されることになる とのことである。(2019 年 8 月 15 日の植物検疫庁の利用者への通知)

6 ASEAN 税関申告書類 (ACDD: ASEAN Customs Declaration Document)

- ・ 輸入国税関では、輸入者からの輸入申告の内容が適正か否かの審査に、相応の時間が掛かる。 輸出国から予め輸出申告のデータを入手出来ていれば、リスク管理のプロセスが簡便化でき、 輸入通関審査が効率化されることで、貨物の搬出までの時間が短縮できる。
- ・ 輸出申告の内容には取引の機密情報も含まれるので、輸出申告そのものではなく、世界の多 くの国や地域で使用されている欧州 EU が税関申告用に作成した標準様式である 54 項目の

 $^{{\}color{red}^{30}} \ \underline{\text{http://www.edc.net.ph/wp-content/uploads/2020/07/NCTPPS_CMO-15-2019-1.pdf}$

単一行政文書 (SAD: Single Administrative Document) を下敷きとして、Harmonized Export Declaration とも呼ばれる ASEAN 税関申告書類 (ACDD: ASEAN Customs Declaration Document) が、必須記入項目を 15 に限定して策定された。

- ・ ACDD は強制ではなく任意となっており、事前登録を済ませた輸出者が取引案件ごとに、輸 出通関の電子申告において ACDD の作成を選択すると、輸出申告書の中から必須に選定さ れた 15 項目に当たるデータが抜粋されて、輸入国税関に伝送される仕組みとなっている。
- ・ ACDD の作成・伝送には直接、輸入者の意向を反映する手順は無いが、輸入者の合意無しに 輸出者が ACDD を選択するとは思えない。ACDD で想定される利用者にとってのメリット は、ACDD を参照することにより輸入国税関が通関処理を迅速に行うことが可能となり、そ の結果として遅滞なく貨物の搬出が許可されることとなる。これは物流時間短縮となるゆえ、 サプライチェーン全体のメリットとなることから、輸出者にとってもメリットとなるが、直 接的には輸入者側のメリットが大きいと思われる。従って通常であれば輸入者が難色を示す とは考えにくい。
- ・ ACDD の信頼度管理のために AMS 間のパイロットテスト段階でのパフォーマンスを、 ASEAN 事務局(Secretariat) が査定する。フィリピンの場合はインドネシア、ベトナム、ラオス、ブルネイと end-to-end で 2021 年にパイロットテストを行った。³¹
- その結果として現段階では、フィリピンとインドネシア間で、2022 年 5 月 13 日から ACDD の実データを使った運用 (live exchange) が開始され³²、それを裏付ける関税局通達 (CNO: Customs Memorandum Order) No. 26-2022³³が本年 2022 年 10 月 1 日付で発出された。
- ・ 本年 2022 年 1 月に ACDD 導入の合意がなされたフィリピンとマレーシア、タイ、カンボジア、ミャンマー間でもフィリピンーインドネシア間と同様の進展が期待されるところである。

7 関税局通達(CNO: Customs Memorandum Order)No. 26-2022 の概要

· 日付: 2022年10月1日 〈発効 2022年10月5日〉

・ 文書名: 税関申告書類(ACDD)の電子交換のためのガイドラインと手順

・ 目的: 輸入国税関での問題貨物振るい分け作業軽減に寄与し、リスク管理業務 の効率化を図ることで貨物の輸入通関所要時間の短縮を実現する。

・ 税関内の業務分担:

➤ 管理情報システム技術グループ (MISTG):輸出申告データから、ACDD 所要データの抜き出し作業

▶ リスク管理室:着信の ACDD データを監視し、輸入通関リスク管理作業に反映

▶ 輸出調整本部:ACDD データの輸出国への発信を監視

· ACDD の発行を依頼する輸出者は事前に登録を行う。

https://customs.gov.ph/philippines-formally-joins-the-electronic-exchange-of-the-asean-customs-declaration-document-acdd/

https://customs.gov.ph/asean-announces-the-live-electronic-exchange-of-the-asean-customs-declaration-document-acdd-of-the-philippines-with-brunei-and-indonesia/

https://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2022/10/CMO-26-2022.pdf

・ AMS の輸出国から受け取った ACDD は、税関のリスク管理業務の補助情報として使用し、輸入貨物の通関所要時間の削減を図る。

リスク管理室は受領した ACDD の情報を、閲覧し、印刷し、追跡調査をすることが出来る。

8 Trade Information Portal (TIP) 貿易情報ポータル³⁴

· 名称: Philippine National Trade Repository (PNTR)

· 主管: 貿易産業省 (Department of Trade and Industry)

・ 趣旨: フィリピン内外の輸出入関係者、その他貿易関連の事情について関心がある方々に、必要な情報を提供するためのシステムである。

・主要な内容

- ① 関税率
 - 最恵国レート
 - ・ ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定(AANZFTA)適用 レート
 - ・ ASEAN・中国 自由貿易協定 (ACFTA) 適用レート (CO: Form E)
 - · ASEAN とインドの包括的経済協力枠組み協定 (AIFTA)適用レート
 - ・ 日・ASEAN 包括的経済連携(AJCEP) 適用レート
 - ・ ASEAN と韓国の包括的経済協力枠組み協定 (AKFTA)適用レート
 - ・ ASEAN 物品貿易協定(ATIGA)適用レート
 - ・ 日本・フィリピン経済連携協定 (PJEPA) 適用レート
- ② 原産地規則
- ③ 貿易関係の法令
- ④ 非関税措置 (Non-Tariff Measures)
- ⑤ 管理規則 (Administrative Rulings)
- ⑥ 成功例 (Best Practices)
- ⑦ 認定事業者(Authorized Economic Operators)

9 ASEAN 税関トランジットシステム ACTS (ASEAN Customs Transit System)

フィリピンは陸上の国境を持たない島国ゆえ、ACTS の趣旨に沿った参加はしないと思われる。フィリピン、インドネシア、ブルネイは将来検討となっている模様。

 $^{^{34}}$ フィリピン税関の情報によると、上記に記載のないインドネシアとフィリピンの間で、2022 年 5 月 13 日から ACDD の実運用 (live exchange) が開始された由である。

3. ミャンマー

1 National Single Window

1-1 概要

・ 名称: National Single Window Routing Platform (当面の NSW)

・ 稼働: 2018年

・ 主管: ミャンマー計画・財務省

(MOPF: Ministry of Planning and Finance)

1-2 National Single Window を構成する主要要素

1-2-1 税関システム

(1) 名称: MACCS (Myanmar Automated Cargo Clearance System) &

(ミャンマー通関情報処理システム)

MCIS (Myanmar Customs Intelligence database System)

(ミャンマー通関情報総合判定システム)

(2) スタート: 2016年

(3) 主管: ミャンマー計画・財務省 関税局

(4) 経緯と開発内容35:

- ・ 国際協力機構 (JICA: Japan International Cooperation Agency)は2012年~2014年ミャンマーに、通関及び税関業務近代化についての調査団を派遣した。
- ・ ミャンマー税関は日本の NACCS および CIS を検討し、同様システムをミャンマーに導入するための無償資金協力とその運用・維持管理に必要な人員・体制面の整備・能力向上のための技術協力を日本政府に要請した。
- ・ これを受けて JICA は 2014 年「通関電子化を通じたナショナル・シングル ウィンドウ構築 及び税関近代化のための能力向上プロジェクト」を立ち上げ、交換公文に署名した。
- システム名については、NACCS 該当分は MACCS、CIS 該当分は MCIS とし、完成引渡しは 2016 年 11 月に行われた。
- · 次ページの図は MACCS のアクセス画面³⁶

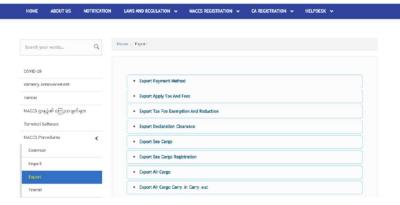
³⁵ https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019_1460020_4_f.pdf

https://www.maccs.gov.mm/



MYANMAR CUSTOMS DEPARTMENT

Myanmar Automated Cargo Clearance System (MACCS)



- ・ システムの運用は当面ヤンゴン市およびタンリン群区ティラワ(Thilawa)とされた。
- ・ 引渡されたシステムの機能はおよそ次の通り。

<MACCS>

- a) 貨物管理機能:船舶の積荷目録(マニフェスト)や航空機の航空運送貨物状の情報の登録。
- b) 税関管理区域内の貨物の搬入から搬出までの状態を管理し、リアルタイムで照会。
- c) 輸出入申告・納税機能(通関機能):インボイスや船荷証券等の書類を PDF 等で添付して、輸出入申告を行う。貨物の密輸・不正通関についてのリスク等に応じた審査区分(簡易審査・書類審査・検査)の判定及び税額の計算を自動的に行う。
- d) 審査・検査が完了し、予め預け入れた預託金からの引き落としや直接納付により関税が 納付されると(輸入の場合)、荷物の搬出許可が発行される。
- e) 関連省庁との連携機能:商業省のシステムを通じた輸出入ライセンスの申請・受信・照会、輸入動植物及び輸入食品薬品についての関連省庁の検査の申請(PDF形式のミャンマー語申請書添付による)及び検査結果の登録・照会を行う。

<MCIS>

MACCS で処理した輸出入許可情報、審査、検査記録等を蓄積し、通関時の審査・検査の際や事後調査等の税関業務のサポートを目的として、税関職員のみが利用するシステム。(上記 c) 参照)

ミャンマー税関の Web サイトでも経緯等も含め MACCS, MCIS の説明が載っており、利用 者への周知が図られている。概要は下記の通り。37

Planning



MACCS 説明のタグを開けて表示されるのはミャンマー語文で、主要な部分を機械翻訳した ものを要約、編集すると凡そ次のようになる。

- (1) 日本で実績のある NACCS をベースに、MACCS と MCIS をミャンマー貿易手続きに係 る次の弱点を軽減するために実装する。
 - a) 輸入・通関プロセスをよりダイナミックかつ正確にする。
 - b) 国際通関手続きを遵守する。

Ministry of

MOPF

- c) 時間とコストを削減し、審査結果を予測可能にする。
- d) 国際標準の手続きであるリスクマネジメントシステムを運用する。
- e) 貿易円滑化を通じ、外国投資を誘致し、国民経済の発展に貢献する。
- (2) MACCS と MCIS で享受されること

https://www.mopf.gov.mm/en/page/finance/%E1%80%A1%E1%80%80%E1%80%B1%E1%80%AC%E1%80%8 0%E1%80%BA%E1%80%81%E1%80%BD%E1%80%94%E1%80%BA%E1%80%A6%E1%80%B8%E1%80%85%E1 %80%AE%E1%80%B8%E1%80%8C%E1%80%AC%E1%80%94/192

- a) 輸入・通関手続きを手作業から自動化する。
- b) 通関利便性向上等による国際投資の誘致促進
- c) 国際貿易の発展に伴う国家の税収増
- d) MACCS/MCIS システムからナショナル シングル ウィンドウ(NSW)へと展開し、 ASEAN シングルウィンドウと連携する。
- (3) MACCS と MCIS の導入経緯と充実状況
 - a) 2013 年 7 月 24 日からミャンマーと日本の当局者が会合し、システムの概要設計 は 2013 年 12 月 31 日に最終決定された。
 - b) 詳細設計は 2015 年 3 月 31 日に作成された。
 - c) 2016 年 8 月から 10 月にかけて MACCS の試験運用を実施し、2016 年 11 月 12 日にヤンゴン地区(ティラワ経済特区を含む)で運用を開始した。 その後ミャワティ国境地域でも運用を開始した。
 - d) 2022 年 4 月 1 日、Muse と Chin Shwe Hao の国境地域で運用を開始した。
- (4) MACCS に接続されるその他の政府機関(OGA)

MACCS は National Single Window (NSW) の実施をサポートするシステムであるため、他の政府機関 (OGA) と連携するが、当面は輸入・通関プロセスに関連する次の部門と連携する。

- a) 経済商務省 (MOC) (独自システムで接続)
- b) ミャンマー港湾局 (MPA) (独自システム Port EDI と接続)
- c) 食品・薬品管理局 (FDA: Food and Drugs Administration)
- d) 植物検疫
- e) 畜産部 (動物検疫)
- f) 水産部 (動物検疫)
- g) ミャンマー経済銀行 (MEB) (税関とのみ連携)
- (5) 因みに次の当局が関与する輸入申告は、全て書類チェックが必要な黄色区分に回される 由である。(この部分は USAID2018 年の情報)
 - a) 畜産・繁殖・獣類局 (LBVD: Livestock, Breeding and Veterinary Dept.)
 - b) 農業局 (DOA: Department of Agriculture)
 - c) 水產局 (DOF: Department of Fisheries)
 - d) 食品・医薬品管理局 (FDA: Food and Drugs Administration) これらについては税関に対して「輸入ライセンスが必要」と通知される。このような状況から輸入の4割ほどがライセンスの対象となる由。
- (6) MACCS をベースとした税金の徴収
 - a) 関税(Customs Duty- CD は税関部門に徴収される関税)
 - b) 商業税(内国歳入庁に徴収される商業税-CT)

- c) 保証料
- d) 収益保証金 RD またはポストバリュー収益保証金 PVRD (RD は、重要な物品の輸出のために最終税が支払われる前に支払われる税保証金であり、PVRD は、輸出される物品の価値が確認される前の物品税)

1-2-2 商業省システム

(1) 名称: TradeNet

(2) スタート: 2018年

(3) 主管: 商業省 (MOC: Ministry of Commerce)

(4) 経緯と状況:

・ MOC では 2004 年から WEB を使用して一部オンラインとした輸出入貿易登録及びライセンス発給のシステムを提供していたが、2018 年に最新の技術を使った完全オンラインシステムとして再構築した。

· TradeNet のサイト³⁸にアクセスすると、次のような3つの画面が順次自動的に遷移する。



- ① TradeNet としての機能
 - a) 登録や e-ライセンスの効率化
 - b) Trade Permit アプリのサポート

³⁸ https://www.myanmarTradeNet.com/

- c) 地域の貿易円滑化の加速
- d) 政府の行政透明化と電子政府政策の強化
- e) 電子経済と E コマースの推進
- 一般的に次の申請が TradeNet 2.0 を介して可能と記載されている。
- a) 輸出者・輸入者登録証明 (EIR カード)
- b) 小売業/卸業登録証明
- c) ワイン輸入証明
- d) 免税店証明
- e) 再輸出証明
- f) 自動車輸入証明
- g) ビジネスサービス代理店証明
- h) 輸出ライセンス
- i) 輸入ライセンス
- j) 輸出許可証
- k) 輸入許可証

その他にも商業省の電子環境による業務効率の改善により輸出入業者に費用と時間の節約を実現。

TradeNet 2.0 オンラインシステムを介して、貿易業者は MOC に輸出入ライセンスを申請する前でも当該取引を登録することが出来るようになった。

② CofO (原産地証明) 発給機能

原産地証明 (ATIGA Form D) の項を参照

画面は https://onlineco.myanmartradenet.com/ に展開する。

3 Myanmar National Trade Portal

Trade Information Portal (貿易情報ポータル) の項を参照

画面は https://myanmartradeportal.gov.mm/en/about-us に展開する。

1-2-3 National Single Window Routing Platform

- (1) 名称: Myanmar National Single Window Routing Platform (NSW-RP)
- (2) スタート: 2018年
- (3) 主管: ミャンマー計画・財務省 (MOPF: Ministry of Planning and Finance)

関税局 (Customs Department)

貿易局(Trade Department)

- (4) 目的:
- ・ National Single Window は UN/CEFACT の勧告 33 号にも、アクセスポイントは一か所(Single Entry Point)で、同じデータは一回の入力で済ませられる事(individual data element should only

be submitted once) と規定されている通り、これが実現できていないと、貿易円滑化に係る本来のシングル ウィンドウの機能とならない。

- ・ ミャンマーの場合、これまで上記に記述した通り、税関関係は MACCS、その他ライセンスなど 行政手続きは主として商業省の TradeNet となっており、機能的にシステムが分かれている。
- ・ これをまとめる方向で調整する仕組みとして、USAID の支援事業のもとに米国の Nathan 社³⁹から提案されたのが NSW Routing Platform である。⁴⁰

下図は現在の NSW Routing Platform のアクセス画面である。41



National Single Window Routing Platform

User Name		
Password		
	Log In	

- ・ ミャンマーでは一気に National Single Window の構築に持っていくことは困難との判断から、取り取えず AMS の責務として ASEAN Single Window に参加出来るくらいの機能を備えたシステムを持ち、域内特恵関税享受に必要な原産地証明を AMS で電子的にやり取りする ARIGA e-Form D の取扱いが出来るようにすることで、本格的な NSW が構築されるまでのつなぎとされた。42
- (5) ミャンマーが ASW に参加するために必要とされたシステムの整備要件
- ・ ATIGA e-Form D の申請を受け、これを電子発給するシステムを有すること。
- ・ ATIGA e-Form D が受信可能で、受信した Form D を書面と同等と見做す税関担当者の認識が普 遍化されていること。
- ・ 許認可当局のシステムや ASW とデータの授受ができる Routing Platform を持つこと。
- ・ ASW に連結するための、標準化された ASW Gateway を実装すること。
 (Routing Platform を介したフローチャートは後述「電子原産地証明」の項を参照)

³⁹ Nathan Associates Inc.

⁴⁰ Myanmar National Single Window Technical Assistance USAID July 2018 https://pdf.usaid.gov/pdf_docs/PA00TD5P.pdf

⁴¹ http://www.mcdnswrp.gov.mm/nswrp/

⁴² ミャンマー税関 Director の 2020 年 3 月時点の談話:「我が国に NSW が完全に実装される前に、USAID の支援の基に NSW Routing Platform を構築した。」(Before we can't fully implement National Single Window in our country, we made National Single Window Routing Platform with the support of USAID.) https://myanmaritv.com/news/form-d-exchange-myanmar-officially-joined-asean-single-window-system

(6) NSW-RP の機能

- 2020 年までに NSW-RP として実装された機能は次の通り。
 - a) 電子原産地証明(e-CO)システムの開発(後述の電子原産地証明の項を参照)
 - b) データウェアハウス43の構築
 - c) Routing Platform の構築
 - d) ASW Gateway の設置
 - e) (AMS とのデータ交換テスト)
- ・ 本格 NSW の前の NSW-RP 段階で実装を予定しているその他の機能
 - a) NSW-RP から ACDD (ASEAN Customs Declaration Document) の仕組みへの参入が出来るように MACCS への機能追加を JICA に依頼することの提案。
 - b) 電子植物検疫システム (e-SPS) の開発

< NSW-RP に係るこの項は基本的に USAID の"Myanmar National Single Window Technical Assistance"に基づき記述> (https://pdf.usaid.gov/pdf_docs/PA00TD5P.pdf)

1-2-4 ミャンマーNSW の青写真提案

- ・ 本格的なミャンマーの National Single Window 構築に向けた Blueprint (青写真) が世銀により取りまとめられた。
- · 文書名: Myanmar National Single Window: Blueprint for Implementation 日付: 2020年1月1日
- ・ National Single Window は ASEAN の合意事項であり、且つ 2017 年に施行された WTO の貿易円 滑化協定でも構築が推進されているもの故、ミャンマー政府もその構築に多大の努力を払っている。世銀はこれに対してミャンマーの状況を踏まえたうえで、どのような段取りで National Single Window の構築を進めるべきか、有識者の協力も得ながら Blueprint を作成してミャンマー政府に提案するとの趣旨である。
- Blueprint の詳細については次のサイトから、登録の上閲覧可能とみられる。
 https://policycommons.net/artifacts/1271839/myanmar-national-single-window/1855431/

2 電子取引法44

· 名称: Electronic Transaction Law

· 初版発令: 2004年4月30日 改訂2018年12月28日

・ 主管: 交通・通信省(Ministry of Transport and Communication)

https://myanmartradeportal.gov.mm/uploads/legals/2018/12/Electronic%20Transactions%20Law%202004(English).pdf

⁴³ データウェアハウス:複数システムからのデータを集積・整理するデータの「倉庫」

運用責任: 郵便・電話通信局

概要抜粋:

- a) 電子記録と電子データメッセージの正当性と完全性を認知し、コンピューターネットワーク を介した内部及び外部とのデータ交信に法的な保護を供与する⁴⁵
- b) 電子署名のための認証局に係る規定
- c) 現在の法制下、書面や署名が要求されている全ての事案は電子記録、電子データメッセージ、 電子署名で代用することが出来る。
- d) 電子記録、電子データメッセージ、電子署名はその事案を律する法令の条件を満たしている と見做される。
- e) 発信者本人あるいは代理人が伝送した場合、発信者あるいは代理人の自動発信システムから 発信された電子記録やデータメッセージは、本人が発信したものと見做す。

等の長大なルールが記載されている。

3 電子署名用認証局

- ・ 上述の電子取引法により認証局には次のような制約条件が課される。
 - a) コンピュータへの不正侵入や悪用が起きないよう信頼できるシステムの利用。
 - b) 用途に見合ったサービスレベルの信頼性を保証する。
 - c) セキュリティーの手順に沿って電子署名の秘匿性とプライバシーを守ること。
 - d) 既定の標準の順守。
 - e) 不正があった場合は明示する。
 - f) 監督官庁のルールに従うこと。

等々

- ・・ミャンマーの認証局は次の通り。
 - a) Myanmar Online Security Service
 - b) Myanmar National Root CA
 - c) Myanmar ICT Development Corporation Public Company Limited (MICTDC)

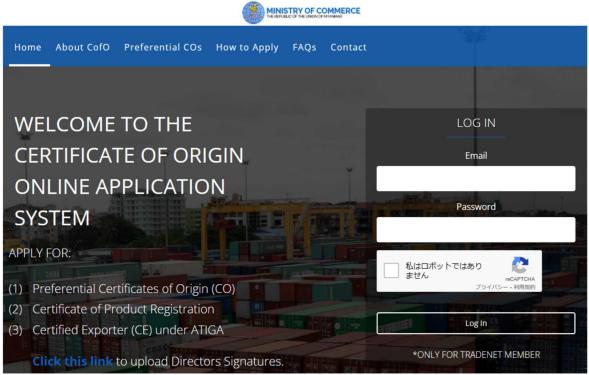
等



⁴⁵ to recognize the authenticity and integrity of electronic record and electronic data message and give legal protection thereof in matters of internal and external transactions, making use of computer network.

4 電子特定原産地証明46 (ePCO: electronic Preferential Certificate of Origin)

- ・ 上述「1-2-3 National Single Window Routing Platform (6)項 Routing Platform」に電子原産地証明 (e-CO) システムの開発とあり、USAID の説明によれば European Union (EU) とドイツの国際協力組織 (GIZ) の支援の基に商業省 (MOC) が e-CO (online electronic Certificate of Origin)を開発しているとのことである。
- ・ 一方、これも上述の TradeNet の項の通り、TradeNet のサービスの一つに CofO というのがあり、これを選択すると次の画面が表示される。(2023 年 1 月現在)



出典:TradeNet Web ページ(https://onlineco.myanmartradenet.com/)

- ・ この原産地証明申請サイトの適用として画面に記載されているのは
 - (1) 特定原産地証明(優遇レート適用)
 - (2) 製品登録証明書
 - (3) ATIGA に基づく認定輸出者 (CE) 登録 (原産地自己証明用)
- ・ 原産地証明申請の手順は次のようになっている。47

⁴⁶ https://onlineco.myanmartradenet.com/

⁴⁷ https://onlineco.myanmartradenet.com/ProceduresApplyingForm?lang=en

Step 5

- Ready to Use

↑ Step 4

- Get Signature & Stamps on final CO

↑ Step 3

- Make Payment with MPU
- Print Certificate

Step 2

- Review by Ministry of Commerce
- Approval by Ministry of Commerce

Step 1

- Fill out Application Form
- Upload Supporting Documents
- Submit Application
- Step 1 ・申請書記入
 - ・添付書類のアップロード
 - ・申請書の伝送
 - Step 2 ・商業省による査定
 - ・商業省による承認
 - Step 3 ・MPU (カード決済会社 Myanmar Payment Union) を通じて支払い
 - 原産地証明の印刷
 - Step 4 ・原産地証明に署名とスタンプを取得
 - Step 5 ・利用準備完了
- ・ また上図の下に Form D の所要添付書類は次の通りとの記述がある。
 - MACCS で作成された輸出申告と書類
 (Export Declaration/Document generated by MACCS System)
 - 2. B/L などの運送書類 (Transport Documents/BL)
 - 3. インボイス (Invoice)
 - 4. パッキングリスト (Packing List)
 - 5. 保証状 (Undertaking Letters)
 - 6. 製品の登録証書 (Certificate of Product Registration)
- ・ 優遇レートが適用される特定原産地証明書対象となる地域協定は次の通りと、TradeNet のサイト に記載されている。

ASEAN Free Trade Area (AFTA)

ASEAN-China Free Trade Area (ACFTA)

ASEAN-Korea Free Trade Area (AKFTA)

ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership (AJCEP)

ASEAN-Australia New Zealand Free Trade Area (AANZFTA)

ASEAN-India Free Trade Area (AIFTA)

一方、ASW を介して他の AMS に ATIGA e-Form D を伝送するフローについては、NSW Routing Platform と TradeNet との関係が、USAID の説明では明確でないので何とも言えないが、NSW Routing Platform における ATIGA e-Form D のフローチャートは下図の通り説明されている。 ここでは MACCS は表示されているが、TradeNet の表示は見当たらず、代わりに e-CO が表示されている。

(NSW Rooting Platform の部分を筆者が赤色の線で枠取りした。)

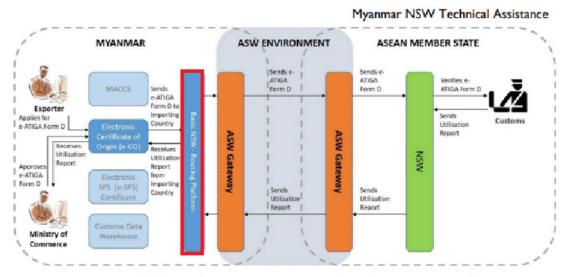


Figure 1 - High Level Process for Sending e-ATIGA Form Ds via the ASW

・ 原産地証明に係る自己証明 (Self Certification) については 2015 年から USAID の支援を得て ASEAN の書面でのパイロットテストに参加しているが、シングル ウィンドウに関連する要件に はなっていないと思われる。

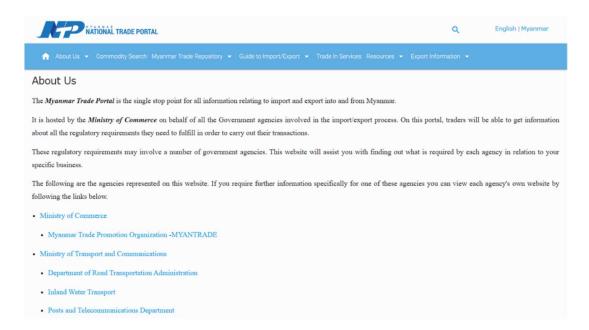
5 電子植物検疫証システム(ePhyto)および ASEAN 税関申告書類(ACDD)

・ いずれも本格的な National Single Window が構築された暁には具備される機能と思われるが、 NSW Routing Platform でも実現される可能性はある模様。

6 Trade Information Portal (TIP) 貿易情報ポータル

Myanmar National Trade Portal 48

- ・ 商業省の TradeNet のサービスの中に表示されていることは同項目で記述した通りで、内容的に はかなり広範である。
- ・アクセスすると次のような画面に展開する。



・・ミャンマー貿易ポータルについては次の通り紹介されている。

ミャンマー貿易ポータルではミャンマーの輸出入に係る全ての情報を一元的に提供している。 ポータルは輸出入に関係するすべての省庁を代表して商業省が主催している。

貿易関係者はミャンマーとの取引に必要な全ての行政手続きの情報を得ることが出来る。行政手続きには多くの行政当局が関係してくるが、当該取引に関係する当局を特定するのに役立つ。

・
画面でリンクの張られている先は以下の通り。

商業省 貿易促進機構

交通・通信省 陸上輸送管理局

内陸水輸送

郵便・電話通信局

農業・畜産・潅水省農業局

水産局

畜産・繁殖・獣類局

-

⁴⁸ https://myanmartradeportal.gov.mm/en/about-us

電気・エネルギー省 石油製品管理局

天然資源・環境保全省 No. 2 鉱山会社

ミャンマー貴石会社 ミャンマー真珠会社

森林局

環境保全局

鉱山局

材木局

計画・財務省 歳入局

税関

投資·会社管理局

経済銀行

健康・スポーツ省 食品・医薬品管理局

家庭省 薬品不正使用中央委員会

情報省

産業省 産業協力局

科学技術省 研究・イノベーション局

国家標準・品質局 原子力エネルギー局

7 ASEAN 税関トランジットシステム ACTS (ASEAN Customs Transit System)49

- ・ 輸出国で輸出通関が実施されたトラック運送貨物は、経由地の国境では再度輸出入通関をすることなく、輸出申告の時点で発行される ACTS の貨物番号(Dummy No.)と、それにリンクされた 積荷データで貨物の確認がなされ、トラックの積替えやトレーラーヘッドの交換なども必要とせずに、そのまま通過できるようにする仕組みである ACTS は、タイ、ラオスと陸上の国境を接しているミャンマーでも関心が高い。
- ・ 現在検討が進められているのはいずれもタイとの国境となる Myanwaddy と Tachileik の税関で、2021 年中に実施との情報もあったが、ACTS はなべてコロナの影響もあってどの AMS でも趣旨通りに進んでいない状況であることから、遅れている可能性がある。

49 https://acts.asean.org/traders-guide/designated-routes-and-customs-office

36

原産地規則便利ノート 第5部 非特恵原産地規則: 消費者保護を主目的とした「国産品 | と知的財産権の一分野としての「地理的表示 |

主席研究員 今川 博

前々回(1月号掲載「特恵関税と関係がない原産地規則」)で詳しく述べたとおり、WTO 原産地規則に関する協定(以下「原産地規則協定」)の定義に従うと、非特恵原産地規則とは、「最恵国原則が適用されない特恵関税の適用のための原産地規則を除いた、通商目的に適用される全ての原産地規則」であるといえます。一方、物品の輸出入手続きとは直接関係のない分野においても原産地を決めるルールが存在します。例えば、原産地規則協定第2条(d)及び第3条(c))では、

輸入品及び輸出品について適用する原産地規則が、物品が国内産品であるかないかを決定するために適用する原産地規則よりも厳しいものでないこと・・・

としていることから、貿易手続上の原産地と消費者保護を主目的とした「国産品」・「原産地」概念がそれ ぞれ別個の法令に準拠して存在することを前提とした規定になっています。

また、知的財産権の一分野として取り扱われる「地理的表示(Geographical Indication:GI)」は、原産地の概念を共有する法制度ではありますが、WTO 協定の附属書 1C「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights: TRIPS 協定)」で定義及び取扱いが定められる分野であって、原産地規則協定適用の枠外にあると考えられます。

今回は、これらの消費者保護を主目的とした「国産品」・「原産地」、知的財産権の一分野としての「地理的表示」の一般的概念及び日本における取扱いについて説明し、本年度の連載を締め括ります¹。来年度からの月刊誌連載は、別のタイトルで別の切り口から原産地規則に関連した小論を載せていただくことになりますので、引き続きご愛読いただけると幸いです。

1. 消費者保護を主目的とした「国産品」・「原産地」基準

物品が国内流通する場合に、消費者保護の観点から当該物品が「国産品」であるか否かの基準を定めることがあります。こうした消費者保護が必要な品目分野は、原産地が商品の購入の際に影響を与える生鮮・加工食品、消費財などで、消費者が適切な商品識別判断ができるように正確な原産国又は原料原産国を表示することが求められます。また、貿易関連ルールなのか国内流通関連ルールなのか必ずしも判然としませんが、政府調達の際に輸入品と国産品とを区別する場合における輸入品の原産国判定に対しては、通常の貿易ルールとして適用される原産地規則と同じ規則を適用すべきことを「政府調達に関する協定」第4条第5項で定めています。

1-1 国産品 であることの表示

冒頭で引用したとおり、原産地規則協定では貿易に関連のない専ら国内で取引される物品の「国産」 表示に関し、貿易のための原産地規則と同等又はより厳格であることを想定した規定を置いています。

本誌に連載された一連の小論は、2022 年度 JASTPRO 調査研究報告書として一冊の小冊子にまとめられ、JASTPRO ウェブサイトのほか、note マガジン「実務者向け原産地規則講座」の中の「原産地規則基礎講座」にも収録されます。note 版では、拙著『メガ EPA 原産地規則~自己申告制度に備えて~』(日本関税協会、2019 年)をアップデートした解説書とすべく、更に書き加えていきます。

以下に、日本における国産品基準を説明します。

不当景品類及び不当表示防止法

消費者庁が所掌する「不当景品類及び不当表示防止法(以下「景表法」)」においては、第5条第3号の規定に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」(昭和48年公正取引委員会告示第34号)²で、国産品又は表示された国の商品であることを一般消費者が判別することが困難かという観点から不当表示を規制しています³。

景表法第5条(不当な表示の禁止)

事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

景表法第7条(措置命令)

内閣総理大臣は、・・・ 第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。・・・

例えば、国産品又は外国産品に対して、外国又は原産国以外の国名、地名、国旗、紋章、事業者・デザイナーの氏名・商標の表示、文字による表示の全部・主要部分が外国又は原産国以外の国の文字で示されている表示がこれに該当します。また、「原産国」は、同告示の備考1で、「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国」と定義されるのみで、詳細な規定は通達レベルに落とされます。

原産国決定に関する補足規定として、「『商品の原産国に関する不当な表示』の運用基準について」 (昭和48年公正取引委員会事務局長通達第12号) 第10号では、以下を「実質的な変更をもたらす行為」に 含めない旨を定めています。

- (1) 商品にラベルを付け、その他標示を施すこと。
- (2) 商品を容器に詰め、又は包装をすること。
- (3) 商品を単に詰合せ、又は組合せること。
- (4) 簡単な部品の組立をすること。

また、個別の商品の実質的変更行為については、「『商品の原産国に関する不当な表示』の原産国の定義に関する運用細則」(昭和48年公正取引委員会事務局長通達第14号)⁴ (図表1参照) で規定されています。

 $\frac{\text{https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/public_notice/pdf/100121premiums_14.pdf}{\text{df}}$

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/representation_regulation/case_005/

4 昭和 52 年 12 月 16 日事務局長通達第 20 号、昭和 56 年 6 月 29 日事務局長通達第 3 号において 2 度改正。この他にも、「商品の原産国に関する不当な表示」の衣料品の表示に関する運用細則(昭和 48 年 12 月 5 日事務局長通達第 15 号)で具体的な衣類の表示方法を規定。

消費者庁ウェブサイト:

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/guideline/pdf/100121premiums_27.pdf

² 消費者庁ウェブサイト:

³ 消費者庁ウェブサイト:

図表1:「商品の原産国に関する不当な表示」の原産国の定義に関する運用細則

品目		実質的な変更をもたらす行為	
食料品	緑茶, 紅茶	荒茶の製造	
	清涼飲料(果汁飲料を含む。)	原液又は濃縮果汁を希釈して製造したものにあっては希釈	
	米菓	煎焼又は揚	
衣料品	織物	染色しないもの及び製織前に染色するものにあっては製織。製織	
		後染色するものにあっては染色。ただし,製織後染色する和服用	
		絹織物のうち, 小幅着尺又は羽尺地にあっては製織及び染色。	
		(注)「小幅着尺又は羽尺地」には,小幅着尺及び羽尺地が連続し	
		たもの,小幅着尺又は羽尺地がそれぞれ二以上連続したものそ	
		の他小幅着尺又は羽尺地より丈の長いものであつてこれらと同	
		様の用に供せられるものを含む。	
	エンブロイダリーレース	刺しゅう	
	下着,寝着,外衣(洋服,婦人子		
	供服,ワイシャツ等),帽子,手	維製	
	袋		
	ソックス	編立	
身のまわり品	かわ靴	甲皮と底皮を接着,縫製その他の方法により結合すること	
雑貨	腕時計	ムーブメントの組立。ただし,側又はバンドが重要な構成要素と	
		なっている高級腕時計及び防水などの特殊な腕時計にあっては,	
		ムーブメントの組立及び側又はバンドの製造。	
		(注) ただし書の腕時計において, ムーブメントの組立が行われ	
		た国と側又はバンドの製造が行なわれた国とが異なるときは、	
		原産国は,二国となる。	

日本における国産表示に係る原産国定義と貿易ルールとしての非特恵原産地規則を比較すると、国産表示上の日本原産となる商品は、概ねHS項変更が生じるものであるため、貿易ルールとの齟齬はないようですが、国産表示上の日本原産となる商品の例示は限られており、例示のない商品については概念規定である実質的変更が適用されることになります。その意味で貿易ルールとしての非特恵原産地規則の方が透明性、予見可能性に優れています。また、貿易ルールでは、日本における貿易ルールでは、基本的に「一物、一分類、一原産地」の原則があり、「一物」として分類できない物品は複数の物品として取り扱われ、原産地もそれぞれに認定されますが、国産表示では複数原産国を認めていることが特徴です。

1-2 食品表示法による原料原産地表示

消費者の健康、衛生に直結する食品における原産地への関心は、他の消費財に比較すると著しく高くなります。2015年から実施されている新たな食品表示制度では、原則として、全ての一般用加工食品等に栄養成分表示を義務付け、個別の原材料や添加物にアレルゲンの表示が必要となりました。こうした消費者の関心の高まりを反映して、原産地分野においても、生鮮食品のみならずすべての加工食品を対象に原料原産地表示を義務付けるべく食品表示法上の食品表示基準が改正され、2017年9月1日から実施されています(経過措置期間も2022年3月31日で終了)。一般用加工食品に関する新制度

図表2:一般用加工食品に関する原産地表示の要約

- 国内で生産された生鮮食品
 - ➡ 原産地表示(都道府県名など)
- 外国から輸入された生鮮食品 → 原産地表示(原産国名、地名など)

変更なし

- 外国から輸入された加工食品 → 原産国表示(原産国名)
- 国内で生産された加工食品:特定品目から全ての品目に原料原産地表示義務
 - 特定加工食品のうち、原材料・添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮 食品の重量割合が50%以上で、
 - o 当該生鮮食品が国産品である場合 ⇒ 当該生鮮食品の国産、地名表示
 - o 当該生鮮食品が輸入品である場合 ⇒ 当該生鮮食品の原産国名表示
 - (2) それ以外の加工食品で、
 - o 重量割合上位1位の原材料が生鮮食品の場合 → 原産地表示
 - o 重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合 → 製造地表示

日本の原料原産地制度では、輸入食品がそのまま流通する場合には原産国表示が求められ、その際 には(法令に明文規定はありませんが)通関時の原産地基準である関税法施行令等が参考にされてい るようです。なお、食品表示基準において、「製造 |はその原料として使用したものとは本質的に異なる 新たな物を作り出すことで、「加工」とはあるものを材料としてその本質は保持させつつ、新たな属性 を付加することを意味します。2017年以降の新制度は、これまで特定の加工食品に対して課されてい た原料原産地表示義務をすべての加工食品に対して拡大したわけですが、飲食店で料理を提供する場 合、容器に入れずにバルクで販売する場合などは表示の対象外となります。原材料として輸入素材を 使用する場合において、当該原材料から加工食品・加工中間材料への変更が「商品の原産国に関する不 当な表示 |の原産国の定義に関する運用細則でいう「実質的な変更をもたらす行為 |であれば、「製造 |又 は「国内製造」の文言が使用されますが、「国産」と表示することは原料原産地が「国産」と誤認されるお それがあるため認められません。また、当該変更が「実質的な変更をもたらす行為」と認められない、す なわち、輸入素材の本質が保持される加工食品の場合には、当該輸入素材の原産国の表示が必要とな り、使用した原材料に占める重量割合が最も高い原材料(重量割合上位1位の原材料)が原料原産地表 示の対象となりますので、当該原材料の原産国表示が必要になります5。

[「]食品表示基準 O & A | 平成 27 年 3 月、(最終改正 令和 4 年 6 月 15 日消食表第 243 号)、消費者庁 食品表 示企画課

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_22061 5 13.pdf

[「]別添 原料原産地表示(別表 15 の 1~6)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_220615_ 09.pdf

^{。 「}別添 新たな原料原産地表示制度」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_22 0615 10.pdf

[「]新しい原料原産地表示制度-事業者向け活用マニュアル|平成30年1月(平成30年11月改訂,令和4年3月修 正), 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/attach/pdf/gengen_hyoji-6.pdf

1-3不正競争防止法上の原産地表示

不正競争防止法においても原産地誤認表示に対応する規定が置かれており、同法上、「原産地」とは、 「商品が生産、製造又は加工され商品価値が付与された地」のことをいうとされます(「逐条解説 不正 競争防止法 | 経済産業省知的財産政策室編、令和元年7月1日施行版)6。

不正競争防止法第 2 条第 1 項第 20 号 (誤認惹起行為)

二十 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の 原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数 量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しく は引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその 表示をして役務を提供する行為

本号は、原産地等の誤認惹起行為を定義し、原産地を誤認させる商品の輸出、輸入、譲渡等をした者 に対しては、不正競争防止法第3条による差止請求、第4条による損害賠償が認められます。

2. 知的財産権の一分野としての地理的表示(GI)及び原産地名称

2-1 地理的表示(GI)

地理的表示保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品 質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を、地域の知的財産として保護する制度です。本制度によ って、登録産品のみが地理的表示とGIマークを独占的に使用することができ、国による取締により、 訴訟の負担なく模倣品の排除が可能になり、ブランド価値が守れます。また、相互保護の取極めのある 国においても保護されます。世界知的所有権機関(WIPO)の調査によると、2018年現在で世界に存 在するGIの総数は65,900産品で、うち中国が最多で7,247産品、次いでEUの4,968産品、米国は17番目 で779産品となっています。ただし、4,968産品というのはEUの地域ベースの保護産品数で、国内法に よる保護産品を加えると、ドイツがダントツに多く15,566産品となります8。

TRIPS 協定第22条1 (地理的表示の保護) は、「地理的表示」を以下のとおり定義しています。

この協定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が 当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の 地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

2-2 原産地名称 (Appellations of Origin)

地理的表示の他にも「地理的名称」という制度が存在します。「原産地名称の保護及び国際登録に関す

原石ベルギーダイヤ事件(東京高判昭 53.5.23 刑月 10 巻 4・5 号 857 頁)では、「天然の産物であってもダ イヤモンドのように加工のいかんによって商品価値が大きく左右されるものについては、その加工地が一般に 『原産地』と言われている」と、商品価値が付与された地を基準として原産地を判断しているとされている(脚 注 152、p. 143。https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20190701Chikujyou.pdf

農林水産省ウェブサイト: https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/

WIPO 資料: https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo pub 941 2019-chapter5.pdf

るリスボン協定(以下「リスボン協定」)」9第2条(原産地名称及び原産国の概念の定義)は、「原産地名称 |を以下のとおり定義し、要件を定めています。

- 1 この協定において、「原産地名称」とは、ある国、地方又は土地の地理上の名称であって、その国、地方又は土地から生じる生産物を表示するために用いるものをいう。ただし、当該生産物の品質及び特徴が自然的要因及び人的要因を含む当該国、地方又は土地の環境に専ら又は本質的に由来する場合に限る。
- 2 原産国とは、その名称が又はその国に所在する地方若しくは土地の名称が、当該生産物に名 声を与えている原産地名称を構成している国をいう。

「地理的表示」と「原産地名称」の違いを整理すると、TRIPS 協定の「地理的表示」は、リスボン協定の「原産地名称」よりも認定要件が緩和されています。すなわち、リスボン協定上の「原産地名称」は「生産物の品質及び特徴が当該国、地方又は土地の環境に専ら又は本質的に由来する場合」に認定されるのに対し、TRIPS 協定上の「地理的表示」は、「商品に関し、品質、特性が地理的原産地に主として帰せられる場合」で足ります。世界知的所有権機関(WIPO)においてリスボン協定を見直し、2015年5月20日に採択されたリスボン協定に係るジュネーブ・アクト10は、第2条1においてその適用対象を地理的表示と原産地名称とし、共に登録、保護する枠組みを提供しています(2020年発効。ただし、日本は未加盟)。

日本において地理的表示制度を国内実施するための法的措置としては、①特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(以下「地理的表示法」)と②酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の6第1項に基づく「酒類の地理的表示に関する表示基準」(国税庁告示第19号)があります。

- ① 「地理的表示法」では、次の3つの指定要件があります。
- i 特定の場所、地域等を生産地とするものであること
- ii 品質、社会的評価その他の特性が、自然条件、伝統的製法など生産地域との結び付きを有すること
- iii 特性が確立したものであること、すなわち、特性を有した状態で概ね25 年以上の生産実績があること
- ② 「酒類の地理的表示に関する表示基準」では、次の2つの指定要件があります。
- i 酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性が明確であることとして、酒類の特性があり、確立していること、その特性が産地に主として帰せられること、原料・製法等が明確であること 11 。
- ii 「酒類の特性を維持するための管理」が行われていること(その産地の自主的な取組みにより、酒類の特性を維持するための確実な管理が行われていることが必要で、例えば、一定の基準を満たす管理機関が設置されており、地理的表示を使用する酒類が、(i) 生産基準で示す酒類の特性を有していること、(ii) 生産基準で示す原料・製法に準拠して製造されていることについて、管理機関により継続的に確認が行われていること)。

⁹ 正式名称は、「1967 年 7 月 14 日にストックホルムで改正され,1979 年 9 月 28 日に修正された原産 地名称の保護及び国際登録に関する 1958 年 10 月 31 日の協定」。WIPO ウェブサイト情報では、2022 年 12 月 15 日現在の加盟国は 40 か国。https://www.wipo.int/export/sites/www/treaties/en/docs/pdf/lisbon.pdf

Geneva Act of the Lisbon Agreement on Appellations of Origin and Geographical Indications and Regulations Under the Geneva Act of the Lisbon Agreement of May 20, 2015

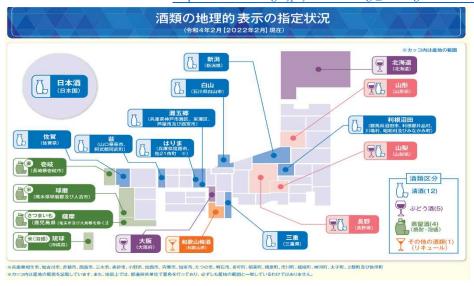
 $^{^{11}}$ 例えば、ワインであれば、産地内で収穫されたぶどうが 85%以上使用され、産地内で醸造が行われること等。 清酒であれば、原料の米・米こうじとして国産米が使用され、産地内で採水した水が使用され、産地内で醸造が行われること等になります。

農林水産省及び国税庁のウェブサイトによると、2023年1月31日現在の農林水産品に係る地理的表示登録数は121産品(図表3参照)で、酒類の地理的表示は22産品(山梨、山形、長野は清酒とワインでダブル登録)(図表4参照)となっています。

平成27年6月の制度開始からこれまでに、全国123産品が登録。 農林水産省 GI登録状況 (令和5年1月31日時点で121産品) 輸出·国際局 * 主な名称、主な生産地のみ記載 登録申請公示 令和5年1月31日時点 北海道 東北 安曇野わさび(長野県) 阿波尾鶏(徳島県) 行方かんしょ(茅城県) 深蒸し菊川茶 (静岡県) 徳島すだち (徳島県) 十勝ラクレット (北海道) (4.海油) 4.夕張メロン 21.十勝川西長いも 86.今金男しゃく 92.檜山海参 101.綱走湖産しじみ貝 120.ところピンクにんにく 1.あおもりカシス 23.十三湖産大和しじみ 52.小川原湖産大和しじみ 75.つるたスチューベン 90.大鰐温泉もやし 105.清水森ナンバ 【岩手】 28.前沢牛 47.岩手野田村荒海ホタテ 66.岩手木炭 68.二子さといち 73.浄法寺漆 106.甲子柿 114.広田湾産イシカゲ貝 九州 中国・四国 近畿 (鳥取) 11.鳥取砂丘らっきょう 70.大山ブロッコリー 72.こおげ花御所柿 80.大栄西瓜 5.八女伝統本玉露 117.はかた地どり 6.近江牛 31.みやきサーモン 65.岩出山凍り豆腐 104.河北せり 85.伊吹そば 122.近江日野産日野菜 29.くろさき茶豆 81.津南の雪下にんじん 109.大口れんこん 121.女山大根 【秋田】 32.大館とんぶり 51.ひばり野オクラ 60.松館しぼり大根 79.いぶりがっこ 93.大竹いちじく 7.万願寺甘とう 61.対州そば 87.東出雲のまる畑ほし柿 91.三瓶そば 2.但馬牛 3.神戸ビーフ 78.佐用もち大豆 53.入善ジャンホ西瓜 98.富山干柿 112.氷見稲積梅 8.くまもと県産い草 9.くまもと県産い草畳表 (山形) 26.米沢牛 30.東根さくらんぼ 62.山形セルリー 76.小笹うるい 99.山形ラ・フランス 24.連島ごぼう 67.くまもとあか牛 74.菊池水田ごぼう (広島) 83.比婆牛 84.豊島タチウオ 89.大野あさり 97.福山のくわい 17.加賀丸いも 20.能登志賀ころ柿 2.三輪素麺 74.菊池水田ごはう 88.田浦銀太刀 94.八代特産晩白柚 95.八代生姜 111.くまもと塩トマト 14.吉川ナス 16.山内かぶ 43.上丘さい 19.下関ふく 40.美東ごぼう 100.徳地やまのいも 16.山内かぶら 43.上圧さといも 45.若狭小浜小綱ささ漬 69.越前がに 関東 22.くにさき七島閣表 33.大分かぼす 42.木頭ゆす 6.江戸崎かぼちゃ 38.飯沼栗 59.水戸の柔甘ねぎ 71.奥久慈しゃも 55.宮崎牛 64.ヤマダイかんしょ 東海 35.新里ねぎ 7.鹿児島の壺造り黒酢 46.桜島小みかん 57.辺塚だいだい 58.鹿児島黒牛 0.伊予生糸 77.東京しゃも 【殿阜】 48.奥飛騨山之村寒干し大根 50.堂上蜂屋柿 126.飛騨牛 6.物部ゆず 119.あけぼの大豆 102.えらぶゆり 115.種子島安納いも 49.八丁味噌 116.豊橋なんぶとうがん 沖縄 13.市田柿 34.すんき 25.特產松阪牛 44.琉球もろみ酢

図表3:農林水産品の地理的表示登録一覧

(出典:農林水産省ウェブサイト https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index.html)



(出典:国税庁ウェブサイト https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sake/07.pdf)

地理的表示と非特恵原産地規則で、原産資格要件においてどれくらいの差異があるかというと、例えば、一般の清酒(Sake)、非特恵原産地規則の清酒、地理的表示としての日本国の「日本酒」、石川県の「白山」の生産基準を比較すると、図表5のとおりになります。

図表5:非特恵原産地規則と地理的表示の資格要件の差異

品名	指 定 要 件	非特恵規則	
清酒	日本産・外国産の米、米こうじ、水を主原料として発酵	米、米こう	
(Sake)		じ、水など	
GI	日本産米 を使用し、 日本国内で醸造 した清酒(外国産米の使用、日本国外での生産は	の生産に使	
「日本酒」	要件を満たさないため、「日本酒」の表示不可)	用される全	
GI	原料	ての非原産	
「白山」	イ) 米及び米こうじに 国内産米 (農産物検査法により醸造用玄米の1等以上に	材料がHS	
(石川県)	格付けされたもので、精米歩合70%以下)のみを用いたものであること。	第 22.06 項	
	口) 水に 石川県白山市内で採水した水 のみを用いたものであること。	以外の項に	
	ハ) 酒税法第3条第7号に規定する「清酒」の原料を用いたものであること。た	分類される	
	だし、酒税法施行令第2条に規定する清酒の原料のうち、アルコール(原料中、	こと。	
	アルコールの重量が米 (こうじ米を含む。) の重量の100分の50を超えない量で		
	用いる場合に限る。)以外は用いることができないものとする。		
	製法		
	イ) 酒税法第3条第7号(同号ハに係る部分を除く。)に規定する清酒の製造方		
	法により、 石川県白山市内において製造 されたものであること。ただし、もろ		
	みの製造に当たっては、液化仕込み(掛米を蒸きょうしないで、酵素を用いて		
	液化したものを用いる仕込方法)を行わないこと。		
	口) 酒母を用いた製造 であること。		
	ハ) こうじ米の使用割合は、20%以上 であること。		
	二)製造工程上、 貯蔵する場合は石川県白山市内 で行うこと。		
	ホ)消費者に引き渡すことを予定した 容器に石川県白山市内で詰める こと。		

酒類を含む農産品における地理的表示で有名なのは、シャンパン、ボルドー、カフェ・ド・コロンビアなど、工業品では、ボヘミア・クリスタル(チェコ)、スイス時計、ゾーリンゲン刃物(ドイツ)などがあり、その保護は、独自の国内法(sui generis system)、商標法、不正競争防止法及び消費者保護法の適用で実施されることが多いようです12。商標法などは、属地主義の原則によるため、保護は国単位となり、国際的な保護のためのリスボン協定の加盟国はまだ少なく、TRIPs協定の着実な実施、FTA・EPAなどによる相互保護規定の設置が必要になります。特に、先に登録されてしまった地理的表示を他国の「本家」が後から取消すことは容易ではありません。TRIPs協定第22条3の規定によって「地理的表示を含むか又は地理的表示から構成される商標の登録であって、当該地理的表示に係る領域を原産地としない商品についてのものを拒絶し又は無効とする」ことができるようになっていますが、「商標中に当該地理的表示を使用することが、真正の原産地について公衆を誤認させるような場合に限る」との条件付きです。

-

¹² WIPO 資料: https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_941_2017-chapter6.pdf

ブロックチェーン vs. GDPR:矛盾と解決提案

専門調査員 何 スカーレット

はじめに

ブロックチェーンの概念は 1991 年に生まれ、2008 年に有名で謎に包まれたサトシ・ナカモトが、 デジタル台帳技術をビットコインに適用することでその概念を具現化しました¹。近年、ブロックチェ ーンは、製造業、運輸業、行政など、さまざまな産業で研究され、または導入されています²。

一方、EU 一般データ保護規則 (GDPR: General Data Protection Regulation) が採択されたのは 2016 年、施行されたのは 2018 年ですから、GDPR が施行されるずっと前からブロックチェーンはすでに 存在していました。しかし、個人データの取扱いについては、GDPR は性質上、ブロックチェーンと 矛盾しています。

本稿では、そのような矛盾点と、その解決方法を求める専門家による議論を取り上げます。

ブロックチェーンの概要

ブロックチェーンを理解するためには、まずいくつかの用語を知る必要があります。「ブロック」はその取引データとその他の要素を含み、「チェーン」はブロックが強固に連結されたものです。ブロックチェーンは、コンピュータを意味する「ノード」で構成される P2P(ピアツーピア Peer-to-peer)ネットワーク上にあります。P2P ネットワーク上のこれらのノードは、集団でファイルを保存・共有し³、時には「コンセンサスアルゴリズム」による検証に参加し、取引が有効であることを確認する必要があり、ブロックチェーンのような分散システム間の合意を達成するのに役立つプロセスです 4 。

あるノード(コンピュータ)から新しい取引が行われた際に、その取引データは P2P ネットワークに入り、他のノードにブロードキャストされ、検証されます。検証完了後、取引データを含むブロックが作成され、ネットワーク上の既存のブロックチェーンの末尾に連結されます⁵。

¹ Gwyneth Iredale, "History of Blockchain Technology: A Detailed Guide," 101 Blockchains (2020), https://101blockchains.com/history-of-blockchain-timeline/

² Purva Grover; Arpan Kumar Kar; Marijn Janssen, "Diffusion of blocking technology: Insights from academic literature and social media analytics," Journal of Enterprise Information Management (July 2019), https://www.researchgate.net/publication/334309552_Diffusion_of_blockchain_technology_Insights_from_academic_literature_and_social_media_analytics

³ Toshendra Kumar Sharma, "Blockchain & Role of P2P Network," Blockchain Council (2022). https://www.blockchain-council.org/blockchain/blockchain-role-of-p2p-network/

⁴ Rahul Awati, "Consensus Algorithm," TechTarget (2022), https://www.techtarget.com/whatis/definition/consensus-algorithm

Raed A. Salha; Maher A. El-Hallaq; Abdelkhalek I. Alastal, "Blockchain in Smart Cities: Exploring Possibilities in Terms of Opportunities and Challenges," Journal of Data Analysis and Information Process, 7 (2019), 118-139. https://doi.org/10.4236/jdaip.2019.73008

ブロックチェーンの特徴

分散型構造

分散型構造とは、中央集権的な管理が存在しないことを意味します。その代わり、各ノードが前述のコンセンサスアルゴリズムの助けを借りて、ブロックチェーン内の関係者間の信頼関係を構築する責任を負います。このような分散型システムでは、すべてのノードが台帳のコピー、すなわちブロックチェーン内のすべての取引情報を所有しています。新しい取引がブロックとしてチェーンに追加されるのを待っているとき、すべてのノードはコンセンサスアルゴリズムで互いに照合し、すべてのノードが合意した最新版の台帳に更新します。

この構造は、台帳の一貫性確保の他に、単一障害点(single point of failure)を防ぐというメリットもあります⁶。中央集権的なシステムでは、データは管理側にしか保存されないので、攻撃によってシステム全体が壊れてしまう可能性があります。システムが使えなくなるだけでなく、データが悪意を持って改ざんや破壊されると、復旧できない場合もあります。一方、分散型システムでは一部のノードが動作不能になっても、他のノードがアクティブである限りシステムは安定的に動作し続けます⁷。さらに、全ノードが所有する台帳はコンセンサスメカニズムにより同期されています。仮に攻撃を受けているノードの台帳の一部が改ざんされたとしても、他のノードがそれを認めることはありません。

不変性

ある取引がネットワークに入力され、コンセンサスアルゴリズムによって全ノードに合意され、ブロックチェーンの末尾に連結されるブロックに含まれると、この取引は削除や変更がほぼ不可能になります 8 。

ブロックチェーンの具体的実装における代表例におけるビットコインを例に取ると、各ブロックには、取引に関する情報(トランザクション情報)と、前のブロックハッシュ値等が含まれます%。

ハッシュは、取引データを固定長の暗号化された値に変換する際に使用される数学関数であり¹⁰、元のコンテンツを隠すのに役立ちます。ハッシュ値は、指紋のようにすべてのデータに一意であり¹¹、デ

46

⁶ Luis-Daniel Ibáñez; Kieron O'Hara; Elena Simperl, "On Blockchains and the General Data Protection Regulation," (2018).

https://www.researchgate.net/publication/326913146_On_Blockchains_and_the_General_Data_Protection_R egulation

⁷ コンセンサス・ベイス株式会社(2019). 『図解即戦力 ブロックチェーンのしくみと開発がこれ 1 冊でしっかりわかる教科書』. 株式会社技術評論社, 015-017.

⁸ Ibid.

⁹ 赤羽喜治、愛敬眞生(2019). 『ブロックチェーン 仕組みと理論』. 株式会社リックテレコム, 150-151.

¹⁰ Jake Frankenfield, "What Is a Hash? Hash Functions and Cryptocurrency Mining," Investopedia (2022). https://www.investopedia.com/terms/h/hash.asp

¹¹ Ibid.

ータにわずかな変化があっても新しいハッシュ値が生成されます¹²。ハッシュ値から元のデータを得る方法は未だに存在しないため、データにアクセスしようとする攻撃者からデータを保護できます。そのため、ブロックのデータを意図的に変更あるいは破壊することは困難です。データを変更しようとすると、ハッシュ値は完全に変わってしまい、他のノードはコンセンサスメカニズムを通じて変更を無効化します。

前述の通り、ブロックにはトランザクション情報(複数)以外に、直前ブロックのハッシュ値も含まれています。例えば、4つのブロックからなるブロックチェーンの場合、3つ目のブロック(最新のブロック)には2つ目のブロックのハッシュ値、4つ目のブロックには3つ目のブロックのハッシュ値が含まれるというように、ブロックチェーンは時系列でつながっています。攻撃者があるブロックのデータを改ざんしようとした場合、その次のブロックのハッシュ値のみならず、それ以降のすべてのブロックのハッシュ値を変更しなければなりません¹³。つまり、ブロックチェーンへのハッキングは不可能ではないが、攻撃対象ネットワークの規模が大きくなるほど攻撃者のコスト負担は増加します。この特徴により、悪意のある動作をシステムから排除できます。

GDPRとは

GDPR は、EU 居住者の個人データを保護するために誕生した法令です。つまり、EU 域内の企業や組織だけではなく、EU 居住者の個人データを取扱っている限り、どの国に拠点に置いているかに関わらず適用対象になります 14 。高い罰金と合わせて、世界で一番厳格なプライバシーとセキュリティーに関する法であると言われています 15 。

GDPRによると、個人データを提供するデータ主体(データを提供した自然人)は、(1)知らされる権利、(2)個人データや補足資料にアクセスする権利、(3)不正確な情報を改正する権利、(4)忘れられる(個人データを削除してもらう)権利、(5)一定の場合でデータの取扱いを制限する権利、(6)データを取得し、ほかの目的で別のデータ管理者に移行する(データポータビリティ)権利、(7)一定の場合でデータの取扱いを反対する権利、(8)自動化された意思決定やプロファイリングに関する権利、(9)いつでも合意を撤回する権利、(10)監督機関にクレームを入れる権利を有します¹⁶¹⁷。

 12 コンセンサス・ベイス株式会社(2019). 図解即戦力 ブロックチェーンのしくみと開発がこれ 1 冊でしっかりわかる教科書, 053.

https://www.gov.uk/government/publications/data-protection-rights-for-data-subjects/data-protection-rights-for-data-subjects

¹³ 赤羽喜治、愛敬眞生(2019). 『ブロックチェーン 仕組みと理論』. 株式会社リックテレコム, 150-151.

¹⁴ 株式会社 日立ソリューションズ。GDPR (EU 一般データ保護規則) とは?日本企業が対応すべきポイントを考える。https://www.hitachi-solutions.co.jp/hibun/sp/column/leakage/03.html

¹⁵ Wolford, Ben. What is GDPR, the EU's new data protection law? https://gdpr.eu/what-is-gdpr/

¹⁶ Ministry of Defence (UK), "Data Protection: rights for data subjects", GOV.UK (2021).

¹⁷ 個人情報保護委員会。個人データの取扱いと関連する自然人の保護に関する、及び、そのデータの自由な移転に関する、並びに、指令 95/46/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 4 月 27 日の規則(EU) 2016/679 (一般データ保護規則) 【条文】(仮日本語訳)。https://www.ppc.go.jp/files/pdf/gdpr-provisions-ja.pdf

これらに対応するため「個人データの取扱いの目的及び方法を決定する」¹⁸データ管理者と「管理者の代わりに個人データを取扱う」データ処理者の設置が求められ、二者のデータに関する行為が GDPR により監督されます。

ブロックチェーンのデータはそもそも個人情報なのか?

GDPR が提供する保護は、「自然人の個人データ」の取扱いと自由な移動にのみ適用されます¹⁹。したがって、ブロックチェーンと GDPR の矛盾を説明する前に、まずブロックチェーンに保存されるデータの種類を特定する必要があります。しかし、その答えは「場合による」です。ブロックチェーンは、システム構築を計画する際に検討すべき技術の一種であることに念頭に置くことが重要です。ブロックチェーンの多くの要素は、ユーザーからのデータ要件を含め、システムの目的に合わせてカスタマイズすることができるので、ブロックチェーンは収集するデータの性質という観点から個別に評価する必要があります。

とはいえ、ブロックチェーンは主に取引のために設計されています。データの単独交換であったり、 資産の取引であったりするものの、いずれにせよ特定の人物に関連する情報が含まれます²⁰。GDPR に おける「個人データ」の定義は、「直接的又は間接的に識別されうる」自然人に関する情報であるため ²¹、GDPR において個人データとしてカウントされる可能性は高いと言えます。

仮名化(かめいか)²²で GDPR から逃れられない

ブロックチェーンは、ハッシュ化と非対称暗号を利用してデータを仮名化しますが、暗号化またはハッシュ化された個人データも GDPR の適用範囲に含まれます。それは、仮名化されたデータは、追加情報を使用することで、依然として特定可能な自然人へのトレースに使用することができるからで \mathbf{z}^{23} 。データ主体が識別できないか、「もはや識別できないような方法で」作成された情報である匿名データこそ、GDPR の対象外になりま \mathbf{z}^{24} 。

ハッシュ化されたデータから元の情報を得ることが不可能であるにもかかわらず、GDPR 施行までのプライバシーと個人データの保護に関する独立作業部会である Article 29 Working Party²⁵は、ハッシュが個人データの機密性に大きく寄与することを認めながらも、同時に個人データを匿名化できる

¹⁸ GDPR Article 4(7).

¹⁹ GDPR Article 1.

²⁰ Matthias Berberich; Malgorzata Steiner, "Blockchain Technology and the GDPR – How to Reconcile Privacy and Distributed Ledgers," European Data Protection Law Review (EDPL) 2, no. 3 (2016): 422-426.

²¹ GDPR Article 4(1).

²² 実在の人物を識別できる情報を取り除き、その情報を仮の値で置き換えること。

²³ GDPR Recital 26.

²⁴ Ibid.

²⁵ European Data Protection Board, "Article 29 Working Party," European Data Protection Board (n.d.), https://edpb.europa.eu/about-edpb/more-about-edpb/article-29-working-party_en

ものではないとコメントしています²⁶。

非対称暗号では、各ユーザーは公開鍵と秘密鍵を所有します。公開鍵はアカウント番号のようなも ので、ユーザーはこれを他人と共有して取引を行うことができ、秘密鍵はそのアカウントに対するパ スワードのようなものです。公開鍵は、ユーザーを特定できる性質を持つ情報を組み合わせることで、 ユーザーの身元を明らかにできることが判明しています27。

結論として、ブロックチェーン内の個人データをどのように仮名化しても、GDPR の下では個人デ ータとして扱われることになります。この理解を念頭に置き、ブロックチェーンに GDPR を適用する ことの困難さと、その問題解決に向けた専門家の提案を見てみます。

ブロックチェーンと GDPR の相反する特徴、専門家の見解について

データ管理者 vs. 分散型構造

データが説明なしに処理されることを防ぐために28、GDPR ではデータ管理者が必要とされていま す。データ管理者は、「自然人または法人、公的機関、代理店、その他の組織」と定義され、「個人デー タの取扱いの目的および方法を決定 | し²⁹、データの処理が GDPR に準拠していることを確認するた めに「適切な技術的及び組織上の措置を実装」します30。また、データ主体がデータへのアクセス、デ ータの修正、消去などの権利を行使する際に、管理者はデータ主体の要求を対応します31。

しかし、ブロックチェーンは、すべてのユーザーがシステム内のすべての取引を記録した台帳のコ ピーを所有し、データ処理も兼ねた検証処理を同時に行う分散型構造です32。これは(特にパブリック な) ブロックチェーンにおいては、中央のオペレータや管理者が存在せず、またそのように行動するエ ンティティも存在しないことを意味します。また、「コンソーシアムタイプ」と呼ばれる複数のエンテ ィティによって共同管理されるブロックチェーンでは、それぞれの責務が透明性をもって決定されな い限り、共同管理責任の明確化という GDPR の要件を満たさない可能性があります33。

さらに、パーミッションレス(自由参加型)のブロックチェーンでは、ノードが自らの意思でブロッ クチェーンに参加していることから³⁴、データ処理手段の決定に影響を与える限りすべてのノードがデ

²⁶ Enza Cirone, "Blockchain and the General Data Protection Regulation: An Irreconcilable Regulatory Approach?," Queen Mary Law Journal 2021, no. 2 (2021): 15-35.

²⁸ Gabriel Jaccard; Adrien Tharin, "GDRP & Blockchain: the Swiss take," Jusletter IT 4 (December 2018).

²⁹ GDPR Article 4(7).

³⁰ GDPR Article 24(1).

³¹ GDPR Article 15-17.

³² Cirone, "Blockchain and the General Data Protection Regulation: An Irreconcilable Regulatory Approach?,"

³³ Berberich; Steiner, "Blockchain Technology and the GDPR," 422-426.

³⁴ Cirone, "Blockchain and the General Data Protection Regulation, An Irreconcilable Regulatory Approach?" 15-35.

ータ管理者になりうるという意見もあります 35 。他にも、一部の専門家はビットコインのマイニング(ブロック生成を行うためのハッシュ計算)に使用するハードウェアとデータセンターを決定する能力を持っているため、マイナーはデータ管理者とみなされるべきであるとも述べています 36 。しかし、マイナーが行うのは要求された取引の検証だけであり、通信事業者がデータの内容に対して責任を負わないのと同様に、マイナーは管理者に分類されるべきではないという反論もあります 37 。

もう一つの仮説では、ユーザーが取引を行い、個人データをチェーンに提出した場合、ブロックチェーンにおけるデータの利用・処理方法を決定するのはユーザーであるため、ユーザーはデータ管理者であると見なされます³⁸。データ管理者を特定する方法としては合理的ですが、GDPRの施行においては、取引のたびにデータ管理者とされる者が頻繁に変わるという現実的な問題が生じます。また、同一のブロックチェーンにおける異なる取引について GDPR に基づく法的措置が求められる場合、1つのデータ管理者ではなく、潜在的に責任を負うべき当事者が複数存在する可能性があります。

修正権および忘れられる権利 vs. 不変性

GDPRでは、データ主体は不正確なデータの修正³⁹および個人データの消去を要求する権利⁴⁰を有するとされています。データ主体が要求を行うと、データ管理者は、データ主体の権利行使が法律で禁じられていない限り、それに従って行動する義務があります。

しかし、前述の通りブロックチェーンには不変性という特徴があります。またブロックチェーンは 分散型であるため、データ管理者を特定することが難しく、データ主体が個人データに関する権利を 行使する際に、頼れる人がいない可能性があります⁴¹。

データ修正の問題における GDPR とブロックチェーンの対立は深く、まだ解決策は見つかっていないようですが、専門家は GDPR が「消去」を定義していないため、データ消去の問題は交渉可能かもしれないと指摘しています⁴²。GDPR の 17 条と 66 条では、消去の具体的な指示ではなく、「管理者は

https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2019/634445/EPRS_STU(2019)634445_EN.pdf#page49

³⁹ GDPR Article 16.

³⁵ EPRS, "Blockchain and the General Data Protection Regulation – Can distributed ledgers be squared with European data protection law?,"

³⁶ EPRS, "Blockchain and the General Data Protection Regulation – Can distributed ledgers be squared with European data protection law?"

³⁷ Cirone, "Blockchain and the General Data Protection Regulation, An Irreconcilable Regulatory Approach?" 15-35.

³⁸ Ibid.

⁴⁰ GDPR Article 17(1).

⁴¹ Berberich; Steiner, "Blockchain Technology and the GDPR," 422-426.

⁴² Cirone, "Blockchain and the General Data Protection Regulation, An Irreconcilable Regulatory Approach?" 15-35.

技術的な手段を含む合理的な手立てを講ずる」、「利用可能な技術を考慮する」といった表現⁴³⁴⁴が見受けられます。したがって、専門家は、データの完全な破壊は GDPR の必須条件ではないと推測しています。この仮定に基づき、個人データへのアクセスを不能にすること、または匿名化と同等の方法で個人データを処理することを目的とした消去の代替案がいくつか提案されています⁴⁵。その例として、暗号化されたデータを解除できないように復号鍵を破壊する「前方秘匿性」が挙げられています⁴⁶。

消去は必ずしも破壊を意味しないという見解は、Article 29 Working Party やオーストリア、イギリスなどいくつかのデータ保護当局によって合意されていますが、まだ EU 全域での公式なコンセンサスは得られていません⁴⁷。この問題については、今後も議論が続くものと思われます。

結論

ブロックチェーンの分散性と不変性という2つの特徴は、システム内にデータ管理者の存在を求め、データ主体にデータ修正・消去の権利を認めるGDPRと矛盾します。専門家からは、この矛盾を解決するために様々な観点からの提案がなされましたが、まだ広く合意され、公式に発表された解決策はありません。

ブロックチェーン関連のニュースの配信に特化したメディアである Bitnation の最高財務責任者は、ブロックチェーンの観点から GDPR はすでに時代遅れであると述べています⁴⁸。確かに、GDPR は技術的に中立な規制であると主張していながら、ブロックチェーンを考慮していなかったようで、ブロックチェーンの開発者やユーザーにとっては残念なことかもしれません。ブロックチェーンは様々な分野の効率化を促進する上で大いにポテンシャルがあります。EU がブロックチェーンと GDPR が調和して共存させるよう、早くガイダンスを公表することが期待されます。

44 GDPR Recital 66.

⁴³ GDPR Article 17(2).

⁴⁵ Jaccard; Tharin, "GDRP & Blockchain: The Swiss take".

⁴⁶ Ibid.

⁴⁷ Cirone, "Blockchain and the General Data Protection Regulation, An Irreconcilable Regulatory Approach?" 15-35.

⁴⁸ Alisha Mirchandani, "The GDPR-Blockchain Paradox: Exempting Permissioned Blockchains from the GDPR," Fordham Intellectual Property, Media & Entertainment Law Journal 29, no. 4 (Summer 2019): 1201-1242.

国連 CEFACT からのお知らせ

17 February 2023:

UN/CEFACT would like to remind users that the cut-off date for submissions of new DMRs for the CCL D.23A and EDIFACT D.23A as 10 March 2023.

国連 CEFACT は、コアコンポーネントライブラリ(国連 CEFACT 共通辞書)D.23A 版と UN/EDIFACT D.23A 版へのデータメンテナンスリクエストフォームの提出期限を 2023 年 3 月 10 日にしたので、利用者は留意願います。

17 February 2023:

Registration to the <u>40th UN/CEFACT Forum</u> is open now. UN/CEFACT 第 40 回フォーラムの登録はオープンしました。

31 January 2023:

This is to announce a 60-day public review until 2023/03/31 concerning the White Paper Digital Product Conformity Certificate Exchange project. Please use the Public Comment Log provided to facilitate the preparation of a Disposition Log by the Project Team.

「ホワイトペーパー デジタル製品適合性証明書交換プロジェクト」の 60 日間公開レビュー (2023 年 3 月 31 日まで) が開始されたとの告知です。提供された公開コメントログを使って、プロジェクトチームの処分ログの準備のご協力をお願いします。

編集後記

近頃は貿易デジタル化に関する知見を深めるために外部団体主催の貿易テックに関するセミナーや原産地証明電子化に関するセミナーなどに積極的に参加するようにしています。様々なイベントに参加する中で最終的に貿易デジタル化が実現した先に何があるのか、誰がその恩恵を受けられるのかということを考えるようになりました。

当協会に入るまでの私は、貿易商社に勤務し貿易実務に関わっていました。その中で貿易実務ノウハウを持たない製造業者の輸出入業務補助も行っており、貿易が持つアドバンテージとそれを享受するに至るまでの障壁というものを考えさせられることが多くありました。理想的なのは、会社の規模を問わず、誰もが貿易をうまく活用することができる環境だと私は思っていますが、補助業務を通してもどかしく思ってしまうことが沢山ありました。

セミナーに参加していく中で、もし貿易デジタル化が実現した上で貿易手続作業が簡易化され、貿易に対するハードルも下がるという現象が起こるなら、上記のようなもどかしい状況も少しは解消されるのではないかと考えるようになりました。今月号で取り上げられているブロックチェーン等、貿易(国際取引)への応用が期待されている技術や構想も存在します。それらを追っていく中で情報過多に陥ってしまいがちですが、たまには初心に帰り、貿易デジタル化を通してどんな層に貢献していきたいのかというところを継続的に意識しながら貿易円滑化活動を進めていきたいと思っております。(O)

―知的財産権について―

本誌の全てのテキスト、イメージ、データ、情報及びその他の著作物(以下、これら全てをコンテンツといいます)に関する知的財産権(著作権、商標権等の全ての権利を指します。以下、知的財産権といいます)は、JASTPROあるいは表示された所有者の財産であり、知的財産権に関する法律等により保護されています。

―引用について―

関連する法律に従って、本誌が意図した目的の 範囲内に限り、本調査研究報告書のコンテンツ を引用できます。ただし、引用の際、以下の要 件をお守りいただくようお願いいたします。

- 1. 出典を明記すること
- 2. 引用部分とオリジナル部分を明確に区別すること
- 3. 原文通りに引用すること

引用後、下記メール宛にて当協会へご連絡頂ければ幸いです。

soumu-kikaku@jastpro.or.jp

本誌に掲載の各論文は、執筆者の個人的見解であり、当協会の見解を必ずしも代表するものではありません。

JASTPRO 第48巻 第12号 通巻第526号

2023年3月30日発行22-12

[発 行 所] 一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会 東京都中央区八丁堀2丁目29番11号 キューアス八丁堀第二ビル4階

[電 話] 03-3555-6031 (代)

[**FAX**] 03-3555-6032

[編集人] 秋田潤

禁無断転載



一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会は、国連CEFACT(貿易円滑化と電子ビジネスのための 国連センター)に日本事務局として登録されています。

Japan
Association for
Simplification of International
Trade
PROcedures